

平成25年9月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年9月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成25年9月9日 午前9時1分宣告（第4日）

応召議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応召議員 な し

出席議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎並谷 哲夫	教育次長	岩本 敏彦
副町長		産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町民課長	横山 覚
総務課長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成25年9月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成25年 9月 9日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、一般質問を行います。
一般質問は、通告順とします。
3番松浦隆起君の発言を許します。

3番（松浦隆起君）

おはようございます。3番松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も3点、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

質問に入ります前に、一言お話をさせていただきます。この9月定例会が、私たち議員にとって、今の任期最後の定例会というふうになります。また、榎並谷町長も同じくこの定例会が最後となります。町長とは、平成17年10月の同時選挙で当選をさせていただきました。町長からはよく「同期じゃきね」というふうに言っていたいておりました。この2期8年間、町長とはこの議場においても、さまざまな議論もさしていただきました。町長におかれましては、2期8年間大変にお疲れさまでございました。

とはいえ、町長も私もまだ任期途中でございますので、最後まで佐川町のためにしっかりと仕事をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目に、防災対策についてお伺いをいたします。

本日は、防災の観点から2点お伺いをいたします。まず、1点目に、災害時要援護者の避難対策についてお伺いをいたします。

昨年、政府は、南海トラフを震源とする巨大地震で、死者が最大32万人との予測を発表いたしました。こうした災害に備え、高齢者や障害者など、災害時要援護者の支援体制の確立が急がれております。地震などの災害が発生した場合、高齢者や障害者、妊婦、乳幼児などは1人で避難することは難しくなります。こうした災害弱者を「災害時要援護者」というふうに位置づけられております。

あの東日本大震災でも、犠牲者の多くが高齢者でありました。こういった現実を踏まえ、政府は、この6月に「災害対策基本法」の改正を行いました。また、先月の19日には、災害時要援護者の避

難支援と避難所の整備・運営に関して、市町村が取り組むべき具体策を示した指針を公表をしております。本日は、この示された具体策について、本町においてどのように取り組んでいくのか、お聞かせをいただければというふうに思います。

今回の法改正により、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害者など、災害時要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられました。改正法では、これまであいまいだった個人情報取り扱いが明確化をされ、名簿の整備と情報提供が進むことが期待をされております。

この災害時要援護者名簿の整備については、平成 20 年の 3 月定例会におきまして提案をさせていただきました。現在、本町におきましては、要援護者台帳の整備が始まり、今、進んでいるところでございます。

そこで、まず 2 点確認をさせていただきます。1 点目は、災害時要援護者名簿は、本人の同意を得た上で、消防や民生委員の方など、関係機関にあらかじめ情報提供をすることとなっておりますが、今回示された指針においては、名簿の対象となる人の要件を要介護度や障害程度区分などの具体例で示したほか、要件から漏れた人に関して、自治会の判断、それから本人の希望で名簿への掲載を柔軟に対応できるように提案をしております。この点について、本町ではどう対応するのか。

2 点目に、個人情報保護の観点から、東日本大震災の際に、名簿情報の外部提供が進まずに、効率的な支援ができなかった経験を踏まえ、災害時の名簿情報の提供を奨励をしております。災害対策基本法の改正で、災害時には当事者の同意なしに外部へ名簿情報の提供が可能になっております。名簿の取り扱いについては、個人情報保護の観点から、民生委員の方や自治会長など限定した人が管理をしている場合が多くみられておりまして、本町においても同様の取り扱いがされております。

しかし、仮に、民生委員の方など、その取り扱いをしている方が被災をすると、要援護者を救助したくても情報がなく、対応できない事態も想定をされます。個人情報の取り扱いは、当然慎重であるべきでありますけれども、その上で、命を守るためには消防団など防災関係機関を含め、情報の共有化をある程度広げることも早急に検討すべき課題であります。

この点についてどう対応するのか、以上2点について担当課長のお考えをお伺いをいたします。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前9時8分

再開 午前9時9分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

松浦議員の御質問にお答えいたします。私のほうからは、災害時要援護者台帳の登録対象者から漏れた方への対応というところを回答したいと思います。

現在、佐川町におきましては、災害時要援護者台帳としまして、平成22年度、23年度の2カ年にわたりまして、対象者を独居高齢者、65歳以上のひとり暮らしのお年寄りの方、それから介護保険の要介護認定者、それから障害者、この3点の対象者につきまして、民生委員さんや介護保険のケアマネージャーさん等を通じまして、本人の同意を得て登録作業を進めております。

現在の登録時の登録者数といたしましては、1,045人。合計して1,045人が対象となっております。こういった方々以外の方、例えば、松浦議員おっしゃられましたような妊婦さんであるとか、あるいは1人世帯でない高齢者の方々、2人世帯の方々、といった方々については、この名簿からは対象外となっております。

そういった方々について、これまでの取り扱いとしましては、妊婦さんというのは、少し対象からは外れておりますが、独居高齢者の方等で、民生委員さん等が「この対象から外れておりますが、実態としてどうしてもこれは登録が必要だ」という方については、若干ではありますが、対象に含めております。

ただし、根本的に、こういった独居高齢者以外の方、高齢者世帯の方、多数おられますけれども、こういった方々については、今、名簿の対象にはなっておりませんので、今後、国から示された方針、これに基づきまして、今後、名簿者台帳の登録が必要な方なのか、もしくは別な形で、今、佐川町では、別に救急キットというふうな

取り扱いもしておりますので、そういった自助の形、新しい名簿以外の形も含めまして検討をしたいと考えております。以上です。

総務課長（岡林護君）

私からは、災害弱者、いわゆる要援護者の方々の情報提供の観点から、ちょっとお答えをさしていただきたいと思います。現状はですね、先ほど松浦議員がおっしゃいましたように、要援護者台帳は、その要援護者と登録される方が、まずその制度に登録することを希望するということ。そしてその方が、その方の個人情報について自主防とか民生委員、それから消防団、社協、警察、消防署等にですね、情報が共有されることを同意するという旨のことがうたわれております。

ただ、先ほど松浦議員がおっしゃいましたように、時代の流れはですね、いわゆる本人の同意を得た上でだけではなくて、その方々の、災害弱者を守る観点から、要介護等とか、さまざまな要件で勘案して行って、情報の共有をですね、図っていくことが必要ではないかと。

それからまた、東日本大震災それから関西の地震においてもですね、非常に、例えば、病院に行ってもその情報が得られないとか、さまざまな障害がありました。そういうことを踏まえまして、もちろんこれは佐川町の個人情報保護条例との絡みもありますが、ただ、個人情報保護条例の中には、本人の同意以外にもですね、例えば、法令等の定めによって提供ができる等のことがうたわれておりますので、そうしたことも含めてちょっと検討さしていただいてですね、より活用ができる方向で検討していきたいと思っております。以上です。

3番（松浦隆起君）

まず、その要援護者台帳の対象から漏れた人に関してですけども、国が示しているのは、柔軟に対応できるようにするということですので、本人が、例えば希望すれば登録できるという形にルールを決めていただいたほうがいいんじゃないかと。その自助の形というのが、いま一つ私がちょっと、何回か言われるんですけども、理解できないんですけども。要は、要援護者の方は、自助ができないので、自分たちの地域で守るということかもわかりませんが。例えば妊婦の方、どうしてもその要援護者として登録していただいて、いざというときには、手助けをしてもらいたいという方はぜひ、登録をで

きるように、そういった形をとっていただいて、住民の方にもお知らせをしていただければと思うんですけども。その点について、検討の余地はあるのかどうか、再度、答弁をお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

松浦議員の御質問にお答えいたします。先ほどの、妊婦等の希望される方について柔軟に対応を、というところですけども、これにつきましても、従来から、うちのほうも健康福祉課、それから総務課の防災担当、それから社会福祉協議会、そういったところと会を開いてですね、この方々についての対応を検討はしてまいっております。

基本的には、松浦議員おっしゃられるように、希望される方、特に、その線引きをせずに自助ができない方、そういった方について名簿に登録して、地域の方々の助け合いのもとに仕組みをつくっていくというところについては、私どももそのようにしたいと考えております。

ただし、現状 1,045 人という登録者がございます。この町 1 万 4,000 人ほどの町で、現在の災害時の要援護者名簿登録者が 1,045 人おりますので、それから災害時のときに協力していただく方についても、その分対応が必要になってきます。そのへん、こちらの要援護者名簿の登録者として加えていくのか、そのへんの数がどの程度あるのかということも、しっかり精査をさせていただいて、検討をさせていただきたいと思っております。

3 番（松浦隆起君）

わかりました。ただ 1 点、ちょっと気になったのは、その対応する人が限られているのでという、ちょっととれたんですけども。助けが必要な人がいてですね、その手が足りないからその人を名簿には入れられないとなると、それは少し本末転倒になりますので、それをどう対応する人たちを増やすとか、それから情報として知っていただいて、できるだけ、先ほど言われたように地域の自助の力に頼っていくとか、そういう方向でぜひ検討していただきたいと思います。

あと、2 点目の情報の共有というところですが、検討していただくということですので。ただ、この中に、それぞれ登録をしていただくときに、いざというときには、これに載っている方の関係者以外にも知らせますよという約束がされているのかどうか、

ちょっとわかりませんが、そういったことも、これからは登録されている方に、もし災害が起きたときには、情報の提供を広くする場合もありますということは、しっかりと周知をしていただく必要があると思いますので、その点はお願いをしておきたいと思えます。

それでは、次に、災害時要援護者の避難支援計画について、お伺いをいたします。

政府の、災害時要援護者の避難支援ガイドライン、それから今回の指針にも示され、求められておりますのは、個々の要援護者に対して、誰が、どこに避難をさせるか、そういうことを具体的に定める個別計画であります。指針においては、この個別計画に基づいて、各関係機関と連携した防災訓練、それから避難所運営のシミュレーションも実施すべきだというふうにされております。この個別計画も含めた災害時要援護者避難支援計画の策定がされているのかどうか。もし策定されているのであれば、その内容についてお聞かせをいただきたいというふうに思えます。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。まず、議員の御指摘の災害時要援護者の避難対策につきましては、平成 17 年 3 月に内閣府から示されました災害時要援護者の避難支援ガイドライン、これは平成 18 年 3 月に改定されておりますが、それに基づきまして、本町では災害が起きたときに、何らかの手助けが必要な方々、そして例えば、自力避難が困難な方や、それから家族の支援が得られないなどの方々に、災害時要援護者として登録をしていただきまして、行政や自主防災組織を初めとしましたさまざまな支援者の協力を得て、災害時の避難を支援する体制を整備してという現状ではございます。

ただ、先ほどおっしゃいましたのは、避難計画ですね。そういう、これはもう本年度に、地域防災計画の改定等を行っておりますが、そうしたことと相まってですね、それを、より整備をしていきたいというふうに考えております。

3 番（松浦隆起君）

ということは、現状においては、この避難支援計画というものはまだ策定されていないという理解でいいですか。

総務課長（岡林護君）

明確な形ではですね、まだ策定はされていないという現状です。

3 番（松浦隆起君）

まずこの中の、先ほど申し上げましたが、この個別計画、これは事前に危機管理の室長にもお伺いしましたが、これが本町の、今の要援護者台帳。で、誰が、どこにということは、この中に、避難勧告の伝達者や協力者と、それからどこに避難をするということは書かれております。で、これいわゆる個別計画だというふうに説明を受けました。ある自治体の避難計画書を、これは両面つづりになっておりましたが、大体同じような内容で、この自治体は、避難のマップを裏面にもっと詳しく書かれるようになっておりました。この自治体では、災害時要援護者避難支援計画というのが、しっかりつくられておりました、68 ページにのぼるものでした。その内容はですね、要援護者の方の、例えば障害であれば、障害の種類、目が不自由な方は、こういうふうに避難を介助してあげてください。耳の不自由な方はこういうふうに介助してあげてください。というふうに、それぞれの、細かく、その障害の別にですね、しっかりと載せられておりました。

で、要援護者の方をどういうふうに避難をさせてあげたらいいのか、ということも含めて書かれておりますので、先ほど、総務課長からは、ことし行う中で、見直しをしたいということでありましたので、この要援護者避難支援計画というものは、今、登録をいただいているこの要援護者の台帳、この台帳を実際に生かすものでありますから、ただ単に要援護者台帳を管理をしても、それ実際に災害が起きたときに使えなければ、本当の意味で要援護者の方を助けてあげられなかったら何の意味もありませんから、その助けてあげられる方法がこの支援計画だというに思いますので、これは早急に、しっかりとつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、実際に災害が起きてしまった場合、要援護者の方にとって、バリアフリーやある程度のスペースが確保され、介助員などが配置された福祉避難所の設置が重要になってまいります。しかし、厚生労働省の調査によりますと、福祉避難所を1カ所以上している市区町村、これは 2011 年の 3 月末のデータですけれども、41.8%と。残りの 6 割近くは、避難支援所を1カ所も指定をしていないという実態のようであります。健康な人でも、避難生活は、過酷なものとなります。東日本大震災でも、避難生活が長期化したことで、病気や

体調の悪化など、原因で亡くなる震災関連死が相次いだことは記憶に新しいところであります。

今回の指針においても、避難所の整備・運営に関する指針で、避難所生活を改善するため、普段から準備をしておくべき対策と発災後の対応を示しております。事前の備えとして市町村による避難所運営準備会議の設置や、高齢者、障害者らに配慮した福祉避難所の整備を進めております。

特に、高齢者や障害者の方にとっての福祉避難所の設置は、大変重要な取り組みとなります。現在、本町において指定されている福祉避難所は「健康福祉センターかわせみ」のこの1カ所となっております。しかし、本町における要援護者数は、先ほどお話もありましたが、1,045人というふうにお聞きをいたしました。当然全ての要援護者の方が、この福祉避難所に避難するわけではないというふうに思いますが、例えば、その3分の1の方が避難をすると考えても、1カ所では到底足りるものではありません。

参考に、近隣の町村を見てみましたが、越知町が3カ所、日高村が4カ所というようになっております。この2町村を含めて、県内で福祉避難所を設置している市町村のほとんどが、高齢者施設や障害者施設の指定をして協定を結んでおります。

本町においても、今後そういった点も考慮に入れながら、早急に福祉避難所の増加を図るべきだと思います。あわせてヘルパーの方の派遣、そして医療体制、そういったものも事前に想定をし、備えておくことも重要な点であります。この点について、お考えをお伺いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答え申し上げます。松浦議員おっしゃられたとおり、現在、佐川町の福祉避難所につきましては、「健康福祉センターかわせみ」1カ所の指定となっております。しかしながら、このたびの東日本大震災、それから来る南海地震等を想定した場合に、災害時要援護者登録者数が1,045人という現状も踏まえまして、この1施設では十分ではないというふうに私どもも認識をしております。

従いまして、今後新たに施設の指定、協定に向けて検討する必要があるというふうに考えております。

具体的な施設といたしましては、先ほどもありましたが、老人施設、それから介護施設、障害者施設、町内にもいくつかございます。

そういった施設が、検討の、まず第一の対象となるというふうに考えております。

実際に、大規模災害が起こった際、こういった福祉避難所としての運営に関しては、例えば、その施設の指定とあわせまして専門職員の配置、それから運営方法、そういったものも指定、協定の段階で、あらかじめ具体的につめておかなければならないというふうな課題もございます。

そういった課題も踏まえまして、障害者施設や介護施設、先ほど言った老人ホーム、そういったところに検討の対象と考えまして、今後、各施設、町有施設、民間施設含めまして指定、協定の検討を進めてまいりたいと考えております。

3 番（松浦隆起君）

これは、要援護者の方にとっては、非常に大事な点でありますので、早急に検討していただいて、1カ所でも増加をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、防災対策の2点目として、防災メールの取り組みについてお伺いをいたします。この取り組みにつきましては、平成21年6月、それから23年3月、それから同じ23年9月、その各定例会において質問をさせていただいておりますが、それぞれ「種々検討します」という答弁をいただいておりますが、現在に至っております。

防災メールの機能や、それからそれにかかる費用、そういった点については、過去の質問でも何度かお話をさせていただいておりますので、ここでは割愛をさせていただきたいと思っております。

今回4度目の質問となるわけですが、先日、今回もう一度質問をというふうに思わせるきっかけとなることになりました。8月8日の夕方、皆さんも御存じだと思いますが、奈良県で最大震度6強の大地震が来るといふ緊急地震速報が出されました。町内の防災無線でも放送が行われて、各個人の携帯にも速報が入るなど、一瞬私も含めて皆さん身構えたのではないのでしょうか。

ただ、これは幸い誤報であったということがわかりました。しかし、ある意味、大きな地震が来るとなったときに、どういった反応をするのか、対応したらいいのか、いい予行演習になったのではないのでしょうか。

あの緊急速報が流れたときに、私の家内は、子どもを抱えてすぐ

家の外に出たようであります。同じく近所の人も何人か外に出てきておりました。そのとき、唯一外に持って出たのが携帯電話でありまして、近所の方も全く同じだったようです。家内に、今、それぞれ配られております戸別受信機、我が家にもありますが、それを持って出なかったかというに聞きましたが、そういう気持ちの余裕はなかったと。とにかく大地震が来ると、外へ出ようということを出たという話でした。これが、実際の現実ではないかというふうに思います。

今、本町では消防団の方、民生委員、自治会長などに加え、防災無線が聞き取りにくい方にも戸別受信機の配付を行っておりますが、災害が発生したときに、果たしてそれだけで情報伝達の手段として十分なのか、先ほどの例を見ても、決してそうとは言えないというふうに思います。

何度か言わせていただいていることですが、災害時の情報手段というのは、幾重にも重ねていても、これはやりすぎではないというふうに思います。いざ、災害が発生したときに、町民の皆さんが、戸別受信機を持って避難するかといえ、それは確率は低いというふうに思います。

では、そういう方たちにどうやって情報を届けるのか、その最大のツールが携帯電話だというに思います。政府も昨年、災害時の情報伝達手段として、メールそれからツイッター、フェイスブック、そういったものの利用を自治体に促しております。実際に、いくつかの自治体では、フェイスブックでその災害情報を流すと。

災害が起きたときに、これは東日本大震災のときにもあったことですが、メールでさえもなかなか届きにくくなったこともあったそうです。ただ、こういったフェイスブックは、そういったことがなく、ほとんど問題なく情報が届けられたということで、今、そういった方向での広がりも見えております。そういった意味からも、この防災メールというものを導入する時期は、遅きに失していると言ええるというに思っております。

また、1点目にお伺いをしました要援護者の避難支援、これについての政府からの指針の中にも、避難情報の伝達では、緊急速報メール、そういった防災メール、それからソーシャル・ネットワーキング・サービスという先ほど言いましたフェイスブックとその活用を提示をしております。

また、本町では、各電話会社から配信されますそのエリアメールというのがあります。それを取り入れておりました、以前、担当者の方からは、この「エリアメールが防災メールの役割を果たすと思います」という答弁をいただいておりますが、先ほど申し上げました8月8日の誤報の折に、対応していない機種には、そのエリアメールが配信されないということがわかりました。私のこういった例えばスマートフォンでありますとか 아이폰、これにもそういった防災メールは配信をされませんでした。その意味からも、本町において、ぜひ本町独自の防災メールというものを導入するべきだというふうに思います。

災害時のさまざまな情報、それから日常的には、行政情報、不審者情報、そういったものを配信できる「佐川町の安心メール」として、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。この点について、町長と担当課長のお考えをお伺いをいたします。

町長（榎並谷哲夫君）

松浦議員さんの御質問にお答えいたします。先ほど来、担当課長から、防災時の緊急避難あるいは要援護者の対応について、るる議論をいただきました。行政としても最大限、やっぱりできる限りのことはしていくという方向としては間違いないわけですが、ただ、先ほど来話がありますように、後に回る場合もありますし、また、あるいは新しい事象が発生するという場合もある。この前も、8月の、先ほどの御質問の中の、いわゆる誤報メール、このあたりにつきましても、これが一つのヒントになりまして、次にどういこうかという、これは私は、情報の世界というのは、日々進歩しているというふうに思っております。そういった意味で、この新しいシステム、そういったものを踏まえて、町として今後、財政面もございませぬけども、どうしたことが、いわゆる効果的かと、そういうことをきっちり議論をしながら、この点については、今後対応していきたいというふうに思っております。

実は、私の経験でございませぬけども、ちょっと前になりますが、実は、いわゆる行方不明者、このときに、いわゆる病気の方で徘徊する、そんなことがございまして、何件か悲しい事件が起こったわけですが、そのときにNTTの方が、いわゆるそうした形のものに、携帯、いわゆる徘徊防止とか、あるいはそれを防止するような手だてということで話を伺いましたけども、なかなかこ

れが現実のものに、今でもなっていないというのは、そういったところには、いわゆる費用対効果の、行政としても面があったんじゃないかというに思っておりますけども。阪神淡路のあの震災以降、政府も先ほどの、いわゆる個人情報の保護の観点、これを乗り越えた形で取り組むと、法律までつくったということですから、これは今後、私たちの周囲には、東南海のあの巨大な地震が起こり得るということをお勘案をして、我々としては、議員の皆さんの御意見も賜りながら、あるいは最新の情報もいろいろ情報を手に入れて、それをいかに解決できるか、そういうところを積極的に進めていかなければならないというに思っております。

そしてもう一つ、ことし、いわゆる防災計画の見直し、先ほど来避難場所のこともございました。そういったことも踏まえて真剣にこの点については取り組んでまいりたいというに考えております。よろしくお願い申し上げます。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。平成 21 年 6 月定例会以来 4 度目の御質問で申しわけございません。

まず、防災メールについてはですね、大きく分けて 2 つの区分に分かれます。1 つはですね、携帯 3 社、ドコモとか KDDI、そしてソフトバンクが提供いたします緊急速報メール、これは佐川町も加入をしております。それから、各種のメールの配信事業者が提供する登録制メール、このいわゆる 2 つに分かれるわけですが、それぞれの特徴といたしまして、緊急速報メールは、特定エリア内の対応端末に強制的に配信は可能ではありますが、配信の項目が限られておりまして自由な情報発信は行うことができない。一方で、登録制メールというのは、あらかじめアドレスを登録していなければ配信されないという、ちょっと手続上の欠点もありますが、緊急速報メールで配信できる内容に加えまして、不審者情報とか行方不明者情報、そういった緊急情報も任意に伝達することができるというメリットがございます。

現在、先ほど言いましたように緊急速報メールに町が加入しておりますが、東日本大震災の教訓等からですね、それからまた、松浦議員の御指摘もありますので、登録制メールの導入につきまして、財政的な観点も含めて考えながら、その導入につきまして前向きに検討してまいりたいというに思っております。

3 番（松浦隆起君）

先ほど課長からもありましたが、4度目の質問でありますので、前向きにというのは、実際にやる方向ですのかどうか、できればはっきりとお答えをいただきたいと思います。

総務課長（岡林護君）

費用をですね、ちょっと調べたところ、若干これはインターネットで調べたものですので、正確なものかどうかについてはあれですが。初期の基本料が2万1,000円で、年契約の利用料が、これは登録者が1,000人までで21万2,000円程度。これは恐らく登録者数の数によってですね、この金額も変わってこようかとは思いますが、そうしたことを含めてですね、いずれにしてもやるとしたらですね、来年度予算とかそういう形になるかと思えますので、その間ちょっと今度の予算組みまでの間ですね、検討さしていただきたいと思えます。

3 番（松浦隆起君）

3回検討ということを知っておりますので、やるということをお願いしたいというに思えます。独自の内容を送れるメールにするんですね、例えば、避難所情報、避難所に指定しているけども、この避難所が例えば使えなくなると、こちらの避難所に行ってくださいといった内容もメールで送れるようになると思うんですね。先ほど、費用についても課長からありました。以前、私も調べましたが、決してその財政をですね、揺るがすような、増で言えばアリ程度の予算額だと私、思えますので、それを、財政と検討してということは、まだはっきりやる気がないのかどうかというふうになりますから、これは住民の方の命を守ったり、それから災害が起きたときに安心をしていただく、そういう取り組みでありますから、これぜひ、来年度からというのであれば、予算に乗せていただいて、進めていただきたいということをお願いをして、この質問を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

介護用改修費の受領委任払い方式の取り組みについてお伺いいたします。この質問につきましては、23年3月定例会において御質問を1度させていただいております。その後、何度か要望をしておりましたが、なかなか導入には時間がかかっておりました。

同じ内容の提案を、土佐市の私の同僚の議員が今年の3月に質問

を行いまして、6月から開始をされております。本町では、質問から2年たったことしの4月から開始がされておりました、どうしてこの同じ自治体によりこれだけ差が出るのかわかりませんが、こういった取り組みは、今後はぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうにお願いをいたします。

先ほども申し上げましたが、この4月から受領委任払い制度が始まっております。事前にお聞きしたところでは、この受領委任払い制度の利用が少ないというような課長からのお話でした。少し疑問を感じてはいるんですけども、普通に考えて、多くの金額を払うよりも少しの金額で済むのであれば、そちらのほうを選ぶというふうに思うんですけども。そうでないとなれば、そういった方法がとれることが十分に周知できていないか、それか、何らか行政側の取り組みに工夫が必要なのか、そういうふうに感じております。

最初に、例えば10万かかったとしたら、最初に10万円払うのと1万円で済む、これは大きな違いであります。少しでも高齢者世帯の経済的負担を減らしてあげようという行政側の姿勢も少し足りない部分もあるのではないかなというふうに思っておりますが、この点についての含めて、現状について御説明をいただきたいと思っております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

松浦議員の御質問にお答えいたします。介護用の改修費の受領委任払いというものは、議員御指摘をいただいて、この4月から導入をしております。現在までの利用状況を確認いたしますと、利用状況は1件のみというふうになっております。現在、もう1件相談が担当者のほうにあるというふうには聞いておりますが、いずれにしても、この4月から数カ月間の間で1件というのは、私どもの想定といたしましても少ないというふうに考えております。

この導入に当たりましては、町の広報でお知らせをいたしまして、それから後、この利用に関しまして、直接相談があります介護保険のケアマネージャーさん、こういった方々を通じまして、この制度の周知をいたしております。そして御相談があった場合には、介護のケアマネのほうからこちらの窓口には話があるというふうな形になっておりますが、いずれにいたしましても、1件という実績が示しますとおり、やや周知が行き届いているのかというふうなことも、こちらとしても検証をしていきたいというふうに考えております。

3 番（松浦隆起君）

今、現状をお聞きしましたが、基本的に、こちら側の姿勢として、この受領委任払い制度を中心に行うと。ケアマネージャーさんが相談するときに、そちらの方向で話をできるだけ進めると。それ以外、受領委任払い制度が利用できない方も、中に、条件としてありますから、その方については、もう償還払いをとるしかありませんから、償還払いをとるといふ、そういった姿勢で、ぜひ取り組みをもう一度し直していただきたいと。多分誰が考えても、好んでたくさんのお金を最初に払いたい人はいないと思いますから、取り組み方ひとつで私はその状況が変わるんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、この介護保険を利用した住宅改修について、もう1点お聞きをいたします。9月の町広報に、こういった形で、介護保険を利用した住宅改修、ですね、これについて利用方法が変わりましたという記事が出ておりました。その内容は「1件10万円を超える住宅改修については、7月から、利用者が希望する改修事業者と別に、1社以上の町の指定する事業者から見積もりをとり、より安価な事業者で住宅改修を行うことになりました。1事業者のみを指定して改修を行う場合は、全額自己負担となります」というものであります。そして4社の指定事業者が記載をされております。

ここで3点気になる点があります。1点目は、町が指定をした事業者から見積もりをとらなかった場合、この文章から言えば、簡単に言えば介護保険を使えないと。介護保険を使えず全額自己負担になるという点であります。この介護保険における住宅改修費の支給というのは、国が定めたものでありまして、また、見積もりをとることは定められておりますけども、何社という規定はありませんでした。

今回、町が行っているように、町独自のルールを決めて、介護保険で認められている介護サービス費の支給を行わないということに問題はないのか、冒頭で確認をさせていただいた介護改修費の受領委任払い制度を開始し、少しでも負担の軽減を図ろうとしながら、一方で、こういった手法をとるといふのは、非常に矛盾があるのではないかというふうに思います。

もう1点、2点目に4事業者が指定をされておりますが、こういった手順と理由で指定がされているのか、町広報には、選定の基準

が書かれておりますが、今ひとつ理由としては、私は少し理解できない点がございました。この点についても確認をさせていただきたいと思っております。

3点目は、今回、利用方法を変えるに当たって、きちんと例えば規則等を定めて実施をしているものなのかどうかという点であります。この町広報には、保険料増加を抑制することが目的だというふうに書かれておりますが、確かに、何社かの業者から見積りを取り、少しでも安価な値段で行うことは有効な方法でありますし、介護保険の下げることになると思っております。しかし、その条件として、介護保険が使えないということになれば、これ話は別でありまして、とても高齢者の方の立場に立った施策とは思えないというに思っております。

この、以上について担当課長に御説明をお願いをします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

松浦議員の御質問にお答えいたします。まず、住宅改修費の業者、これの決定に関しましては、これまでの運用としましては、金額に関係なく、申請者が徴した1社の見積もりによって申請の対象としておりました。

ですが、介護保険制度の適正な運用というところの観点から、ことし4月から、一定金額の超えるものについては、松浦議員おっしゃるとおり複数の業者から見積もりをとるというふうな運用に改めまして、広報に周知をしたところでございます。

具体的には、申請者が自分の希望する施工業者からとった見積書の金額が1件10万円を超える場合は、町が指定する4事業者、この中から1社以上選んで、見積もりをとっていただき、合計2社以上の見積もりのうち一番安価な業者に決定する仕組みに改めました。

この運用を改正した背景には、近年、10万円を超える比較的高額な改修が増えておりまして、同様の改修内容でも業者によって大きな見積りに差があるということが見受けられることや、介護保険全体の給付、これが増えていく中で、適正化というものが特に言われております。そういった観点も含めまして、改めましたものでございます。

町の見積もりの部分ですが、御質問にあった3点について、お答えをいたします。

まず、見積もりがとれなかった場合、金額が自己負担になる、こういった扱いについてはどうなるかというふうな御質問だったと思います。この点につきまして、この松浦議員の御質問を伺いまして、県の担当者のほうに確認をいたしました。いたしましたところ、こういった広報の内容については、やや疑義があるという回答でございました。

具体的には、全額自己負担になるという分についてでございます。施工業者を決定する際の取り扱い、県のほうに確認しましたところ、複数の見積もり、複数業者からの見積もりをとること、この協力を求めることは差し支えない、いうことでありました。

むしろ、好ましいということでもございました。ただ、それを強制したり、複数の見積もりをとることを強制をしたり、あるいは町が見積もり業者を指定したり、申請者の意向にかかわらず、一番安価な業者に決定する仕組みを、これを町独自ですということまでは、制度の運用上、疑義がある。いうふうな回答でございました。

仮に、この町の取り扱いに従わない場合でも、松浦議員おっしゃられるように介護保険の適用外とすることはできないと思われる。というふうな回答でございました。これは、先週の金曜日に確認したことでございます。

こういったこと、松浦議員の御質問、それから県の担当者の見解等を踏まえまして、こちら9月に出しております町の広報、こちらの広報について、次回、訂正をさしていただきたいというふうに考えております。すなわち、強制をしたり、それから町が指定する事業者、こういったものを見積もりをとらしたりというふうなことはせずに、基本的には、ただ、複数の見積もりをとっていただく、一定金額について、とっていただくということは趣旨を御理解いただいた上で、協力をいただきたいと思っておりますけれども、こういったことで仕組みとしてですね、これを強制的に運用することは、この7月からやっておりましたけれども、これを改めたいというふうに考えております。それで周知等をさせていただきたいというふうに思っています。

それと、4事業者の選定につきましての経緯、それから理由というところですが、基本的には、これまで介護法の改修した実績のある業者、これを調べまして、件数、それから取り扱いに不備がない、というようなところについて担当者とともに健康福祉課の中

で、話をして結果的には、町内業者が含まれない形にはなりましたがけれども、実績等、適正な施工をしているという4業者を、決裁の上で決定をいたしました。したがって、この分については、町の規則等では規定はしておりません。以上でございます。

3番（松浦隆起君）

見直しを行うということでしたが、少し厳しい言い方になるかもわかりませんが、行政のプロの方でありますから、こういったことを町民の方に出す前に、先ほど県に確認をしたと言いましたけれども、そういった事前の周知な準備をしっかりといただいた上で、やはり町民の方にお知らせをする、そして、こういったことはやはり、規則をきちっと私は定めて行うべきじゃないかというふうに思っています。

それがないとですね、人がかわったり、担当者がかわったり、課長がかわったり、考え方がかわると変わるわけですから、それは今後取り組みの中でしっかりしていただきたいというに思います。その4つの業者、10件以上の実績というお話もありましたが、実際に、何度か、私もこの介護改修のことについて相談をいただいて、現場に行ったこともありますし、健康福祉課の方に来ていただいて立ち会っていただいたこともあります。

その中で、この、今出ている業者の中のある業者さん等の金額を見て、地元でできると。その方からみると金額が高いと、そういうお話も出ておりました。そのときに、健康福祉課の方にその介護を受けている方が相談をしたら、その業者を紹介をされたというような話があって、そうですかというふうに担当の方に確認したら、町としてそういう業者の方を紹介するようなことはしておりません、ということでしたけれども。今回行っていることは、それに近いことになるんじゃないかというふうに思いますので、今、今一度見直していただいて、方法を変えるということですから、先ほど課長からお話ありましたように、何社から見積もりをとっていただいて、少しでも安いことで行うと、それはぜひ進めていただきたいですけども、しっかりとその方法は、もう一度見定めていただいて、行っていただきたいということをお願いをして、この質問を終わらせていただきます。

それでは最後、3点目の質問に移ります。

産後支援ヘルパー制度の導入についてお伺いをいたします。

この産後支援ヘルパーの件につきましては、議会が開催をいたしました懇談会の中でも要望がありましたけれども、その後、子育て支援の現場で尽力をされている方から直接、相談をいただきました。少子化対策・子育て支援策として、出産後の産褥期の母親を支援するため、このホームヘルパーを派遣し、家事や育児を援助するこの制度の導入は必要な施策ということを、そのお話を聞きながら感じて、今回質問をさせていただきます。

このいわゆる産褥期とは、おおむね出産後6週間から8週間の期間のことを言います。現在、本町においては、生後4カ月ごろまでの赤ちゃんとお母さんを対象に、保健師さんが自宅を訪問し、子どもの発育状況や健康状態の相談を受けております。

母親は、この期間、産後の回復期であるために体調が不十分で、平常の生活を送ることは困難でございます。また、24時間にわたる子どもの授乳などで慢性的な睡眠不足、そして子育てに対する不安などから、一般的に情緒不安定になりやすい傾向にあるとも言われております。

そのため、出産するときは実家に帰ったり、あるいは身内の人に来てもらうなどして対応しております。しかし、社会環境の変化に伴い、家族が働いていたり、遠隔地であったり、さまざまな理由で援助が受けられない、そういった若い御夫婦、それから核家族世帯が増えております。出産直後の母親は、身体機能が十分でないにもかかわらず、育児や家事の一切を全て1人でやらなくてはならない現実があり、中には、産後鬱等で幼児虐待につながるケースもあるようであります。

この産後支援ヘルパー制度は、少しでも母親の精神的、肉体的な不安を軽減するための事業であります。既に多くの自治体で実証されておりますけれども、その事業内容は、在宅で日常生活を送っている母親が出産をし、育児や家事などを手伝ってくれる人がいない場合、ヘルパーを派遣をし、母親の精神的、肉体的負担を軽減し、産後の支援をするものであります。

既に実施をしている自治体の例を少し調べましたが、無料で行っているケースや、それから1時間当たり500円から800円程度負担をいただいているケースなど、いろいろございました。こういったように母親に手を差し伸べることで、その後の子育てが楽しくなるケースもある、いうふうに思います。

私も今、大変に遅まきながら子育てをしている1人ではありますが、現実に産前産後の母親の姿を横で見続けてきた1人として、今回提案をしている取り組みは、これは大変大事なことだという実感がございます。また、子育て中のお母さんの声、それから子育て支援の現場の方の生のお声をお聞きをする機会が増えたわけですが、その実感として、産前産後の支援が一番必要とされているというふうに感じております。財政的に、いくらでも使える余裕があれば、全て行い、産前産後から小学校卒業時まで、さまざまな取り組みを行えばいいのですけれども、当然限られた財源の中で、優先順位をつけて行うということは求められることでもあります。

机上の空論ではなくて、現場の声を聞き取り、こういった一つ一つの小さな施策が集まって、私は、子育て支援・少子化対策という大きな施策につながっていくというふうに思います。

ぜひ充実した子育て支援のためにも、現在本町で行われております「こんにちは赤ちゃん訪問事業」、こういったものと連動させるなどして、産後支援ヘルパー制度を実施すべきと思いますが、見解をお願いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

御質問にお答えいたします。産後支援ヘルパー制度の導入について、ということでございます。現在、本町では同じような取り組みといたしましては、高知県の地域子ども・子育て支援事業費、この補助金によります養育支援訪問事業というものがございます。

この制度は、若年の妊婦や妊婦検診未受診者等の妊娠期からの支援を必要とする家庭や、育児ストレスや産後鬱病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、さまざまな要因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助、または保健師による具体的な養育に関する指導・助言等を訪問により実施することによりまして、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る制度でございます。

ただし、このように、養育訪問支援事業は、何らかの事情で養育に問題を抱える家庭が対象になるために、利用希望者が誰でも利用できるというものではないという点において、制度の制限がございます。

一方で、松浦議員御提案の産後支援ヘルパー制度は、先ほども御

説明がありました。基本的には、利用者誰もが利用できる制度、例えば、産後間もないお母さんが安静にしなければならない時期に、育児支援や買物、そういったちょっとした援助を制度化するという視点によるものと私どもは捉えております。

全国的には、先ほどもおっしゃいましたとおり、子育て支援策の一環として制度化している自治体も全国の中にはあるということですが、核家族が進む中で、ますますお母さんだけに子育ての負担がかかりやすくなっているというふうな見方もあります。松浦議員御指摘の内容は、子育て支援策として重要な視点であるというふうに考えております。

佐川町といたしましては、今後、全国の取り組みや子育てニーズ、こういった把握を進めまして、子ども・子育て会議、こういった会議の中で、こういった視点を含めまして子育て支援のあり方を議論していく中で、検討をしたいというふうに考えております。以上です。

3 番（松浦隆起君）

ぜひ、今後そういった形で検討していただきたいと思いますが、大事な点は、私も何度もこういった子育て支援で、健康福祉課の方との話しもしてきておりますが、やはり行政側の感覚と、それから現場の、そういった実際にお母さんや子どもさんにかかわる方との感覚では若干ずれがあるようですね、私が聞いても。

ぜひ、そういった会議の中の検討は当然大事ですけれども、その前提として、現場のそういった生の声をぜひ聞いた上でテーブルに乗せていただきたいというふうに思います。8月29日付の高知新聞の記事でも、全閣僚で構成する少子化社会対策会議、この6月に「少子化危機突破のための緊急対策」というものを決定をして、その中で、産後の悩みや育児への不安に対する産後ケア、この強化を打ち出しております。少子化対策というのは、今、まさに喫緊の課題でありまして、30年後、50年後の佐川町の姿を決めると、そういう大事な取り組みがこの少子化対策であります。

先ほども申し上げましたが、そういった視点から現場の声をしっかりと聞きながら、生かしながら、誤りのない取り組みをお願いをしたいと思います。これは、今回、私の質問という形で、今、しておりますけれども、実際に、そういったお母さんや子供さんと常にかかわっている方から出た、まさに住民の方の要望でありますから、

しっかりその点を受けとめていただいで検討していただきたいということをお願いをいたしまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、3番松浦隆起君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午前10時5分

再開 午前10時16分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、1番森正彦君の発言を許します。

1番（森正彦君）

1番議員の森です。通告に従って、質問させていただきます。

質問の前に、今限りで勇退される榎並谷町長に対しましては、2期8年間にわたり佐川町の発展に日夜御尽力いただきましたことに対しまして、敬意を表するとともに御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず最初に、全国学力テストについてお伺いします。文部科学省は、8月27日、小学校6年と中学校3年生を対象に、4月に実施した2013年の全国学力テストの結果を公表しました。高知県は、基礎学力を問うA問題、これで小学校の算数が全国9位、そして国語は10位と、初めてベストテン入りしたわけでございます。

一方、中学校はどうかというと、A問題、B問題ともに国語、数学で全国平均を下回り、前回より悪化しているという結果でございます。

この全国学力テスト、学力向上に当町はですね、どのように取り組んできたのか、そしてその結果はどうであったか。その対策と成果、ここ数年の総括をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど議員御指摘のように、つい最近、文科省から発表がございました。この本テストは、小学6年生と中学3

年生を対象に、国語と算数・数学の2教科で、それぞれ知識を問うA問題と、活用力を問うB問題からなっております。

まず小学校につきましては、先ほどおっしゃいましたように、全国上位に躍進をしております。高知県につきましては、さて、その佐川町でございますが、残念ながら全ての教科において県平均を下回っていますが、県平均との格差は縮小してきております。また、全国との比較では、いわゆる知識を問うA問題、国語Aと算数Aは、全国平均を上回っております。

次に、中学校でございます。依然として低迷しておるといのが高知県の状況でございますが、佐川町につきましては、国語Bが県平均を下回っているものの、他の教科は県平均を上回っております。また、全国との比較では、全ての教科において全国平均を残念ながら下回っているものの、全国との格差は縮小傾向にございます。

次に、取り組みと成果ということでございます。成果という点でいえば、先ほど申し上げましたように、残念ながら全ての教科において全国平均を上回るという状況に至っておりませんが、平成19年度から平成25年度までの大きな流れの中では、着実に全国との格差は縮小してきておる。それが、ひとつの成果ではないかと思っております。

それに至る取り組みとしましては、まず、学力向上対策として、3つの柱を掲げて取り組んでおります。まず1点目が、組織的な校内研修の取り組み。2点目としまして、子供にわかる授業づくり。3点目としまして、予習・復習の質と量を高める取り組み。この3本柱で取り組みを進めてまいりました。

具体的には、詳細な学力分析による子に応じた指導や、算数・数学の単元テスト、さらには国語、算数・数学の学習シートや家庭学習の手引きなどの活用に加えまして、町独自で取り組んでまいりました大学の先生をアドバイザーとして招聘し、授業研究を通じて教員の指導力を向上させる取り組みや、全ての教科の基礎となる国語の力を育成するための読解力や言語力の向上を図る読書活動の充実などが一定の成果としてあらわれていると考えております。以上でございます。

1 番（森正彦君）

向上しているということで、喜ばしいことであると思っております。県の方針としては、県も大変力をいれておりまして、授業や家庭学習

で活用できる、先ほど言っていました単元テスト、あるいは学習シート
の作成、さらに放課後対策の充実、そこらなんかでも、補修なん
かも、県はしてやっていると。それから、高知県版学テの実施によ
る授業改善、こういったことが県の学力向上対策の3本の柱である
わけでございます。

これに従って、佐川町も実施してきたと思いますが、佐川町とし
てさらに独自で、というか手を加えたということは、先ほどの大学
の先生を招いてのアドバイザーで授業改善ということであったと
思います。

そうしておるといことですが、当町としての結果の分析、どの
あたりが強くて、どのあたりが弱くて、やっぱりこのあたりが足り
ないよ、と。それから、それを進めていく上での体制とかいうもの
は、どのようにして取り組んだのでございましょうか、お聞かせ願
いたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。さまざまな、県全体で取り組む施策がござ
います。それに加えて佐川町独自に取り組んできた、先ほどお答
えしたとおりでございますが、やはりさまざま取り組みを進める中
で、特に、基礎的な知識を問うA問題、これはまあ一定、量をこな
せば、ある程度上がるということございまして、佐川町において
も、徐々にそれは成果として出てきておりますが、やはり大事な
のは、活用力を問うB問題の改善、これがまだまだ不十分でござい
ます。

これは、佐川町に限らず県全体の傾向として、特に全国との格差、
特に中学校はB問題でちょっと格差が、これまでは、やや改善方
向で、ずっと中学校も低迷はしておったんですが、改善方向で来て
ところが、今年度のB問題については全国との格差が逆に拡大した
と、そういったことがございます。

やはり、そのB問題をいかに克服するか、そこが一番重要なとこ
ろでございまして、やはりそのためには、授業改善が1つ。そして
もう1つは、やはり子供の家庭学習をしっかり充実さす、これが大
事ということでございます。

こういった点を踏まえて、個々一人一人の学力分析も当然しま
すが、学校としてどのような取り組みをしてきたのか、そういった
こともあわせて今、先般校長会を開催しまして、各校長に対策を考

るように、そしてそれに基づいて直ちに2学期以降取り組むように、
というような指示をしております。以上でございます。

1 番（森正彦君）

佐川町としての課題も見つけ、分析し、取り組んできたということ
でございます。私が、この質問をなぜするかと言いますとですね、
この学力テストは、余り順位とか成績とかの公表はしてないと。学
校別とか町村別とか。新聞に載った関係で、町民の皆さんはですね、
佐川町の結果はどうなのかなという心配をしておるかと思えます。
公表。この問題、成果も上がっているようですが、これについては
佐川町としてはどの程度の公表が可能なのか、また、どうするなの
か、そのあたりの考えはどうなのでしょう。お伺いしたいと思っ
ます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。この学力テストにつきましては、前提として
学校別に公表しない、それが条件で各学校が参加されているもので
す。県段階での発表は、当然差し支えないと。全国、県段階。そし
て、今度は、市町村レベルの発表、これは市町村教委が、一定判断
できるようにはなっております。

したがいまして、先般、先ほど申し上げました9月3日に校長会
を開催して、今後の学力対策の取り組みを各校長に指示した中で、
今後、佐川町として、この学力テストのデータをどういうように扱
うのか、ちょっと校長会の中で議論してほしいと。やはり高い国費
をかけてデータ収集しておりますので、やはり税金の使われ方の1
つとして、その結果を町村レベルで公表するのも、これもひとつの
考え方であると。

ただまあ、皆さんが特に警戒するのは、こういったデータを公表
することによって、過度の学力への取り組み、なされる、またある
いは、過去にあったようですが、変な学力対策をして、事前に子供
たちに問題を教えるとか、そういった弊害も出たこともございます
ので、そういった点を含めて、来年度以降のこの学力テストのデー
タをどう取り扱うのかを、学校内で、それぞれまた協議をしてほし
いと。そして来年度の方針を、また町の教育委員会に最終的に諮っ
て決めたいということをお願いしている段階でございます。

1 番（森正彦君）

私も、公表に関しては、どちらか言うと素人でございますので、

こうあるべきというつもりはございません。一番大事なのは、子供の学力が、やっぱり着実に上げていくことができる教育を実施していくと、これをお願いしたいわけでございます。そのあたりを、今後十分検討して、とにかく学力、必要な学力をやはり保障できる教育を実施していただきたいというふうに思うわけでございます。

なおですね、ちょっと気になっているというか、以前は、体力テストも実施しましたですね。やはり子供にとって学力も大事でございますけれども、体力、この体力の向上も大事でございます、高知県、体力も余り高くなかったというふうに記憶しておるわけですが、この体力テスト、あるいは体力向上に関しては、どのような状況でございますでしょうか、お伺いします。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。体力テストにつきましても、全国統一テストを1学期中に終えております。まだ、そのデータが集計されておりません。多分この秋ぐらいには、また学力と同じように、全国のデータ、そして高知県のデータが公表されるのではないかと考えております。以上です。

ただ、今までの傾向としまして、学力が改善傾向にある中で、体力につきましてもやはり、佐川町では劣る部分がございます。投げて、走ってとか、いろんな体力テストやるわけですが、体力も学校としては、今、学校改善プランというものを立てて、取り組みを進めておるんですが、その柱が「知・徳・体」この3つの柱を今、考えて取り組んでおります。

「知」の部分でいえば、当然、学力向上対策。「徳」の部分でいえば、豊かな心を育む。「体」の部分でいえば体力。子供たちの健康な体力、健康な体と体力を、その3つの柱で、学校として今現在取り組みを進めておるという状況でございます。

1番（森正彦君）

「知・徳・体」ですか、やっぱりバランスのとれた教育、子供に育ってってもらいたいということですので、どうか、その部分も抜け落ちるということではないですけれども、バランスのある教育を実施していただきたいと、よろしくお伺いします。

続きまして、酒蔵ロード劇場について、お伺いいたします。

町民の間からですね「酒蔵ロード劇場は、やまったがですか」と聞かれることが何回かありました。皆さん御存じのように、酒蔵ロ

ード劇場は、上町の白壁に、切り絵の影絵を投影した美しい祭りでありまして、文教のまち佐川にふさわしいもので、町外からも多くの人々が訪れる祭りとなっています。

祭りは、毎年7月末に開催されていきましたが、ことしは開催されていません。そこで、「ことしは、やまったが」ということになったわけですが、ですが、実際は、夏から冬への開催となったことは私も承知しています。この祭りについて、町民も心配しているように、「どうなったが」といったふうに心配しているように、大変よい祭りなのでですね、大事に育てていくべきだと思っています。

そこでですね、この酒蔵ロード劇場、これが夏の祭りから冬の祭りへ変更するまでの経過と理由をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。酒蔵ロード劇場の御質問にお答えさせていただきます。酒蔵ロード劇場は、御案内のとおりNPO法人さかわくろがねの会が主催する大変芸術性の高い、町内外からの方々たくさんに大変好評を博している催しでございます。ことしで第6回を数えることとなります。過去5回の開催を通じて町民の皆様にあいさされ、また多くの町外の皆様にもおいでいただいております、交流人口の拡大とか観光振興にも大いに寄与できる佐川町を代表する催しになってきているというふうに痛感しております。

ことしは、御質問のとおり、冬場に開催するようになってございます。この催しには、当初から専門の指導員を県外より招致を行っております。昨年5月終了した直後に、指導者の方から、この催しをさらに発展継続していくには、企画段階、実施段階、地域の方のかかわりがもっともっと必要とのアドバイスがあり、そこで、次代を担う地域の子供たちのかかわりを持たせた催しにしようという方針になったとのことでございます。

そうした方針で、昨年秋から、町内の小中学校、高校に相談したところ、学校行事運営の関係上、どうしても12月でなければ、開催は困難ということで、本年は、12月7日土曜日の開催となっております。

1番（森正彦君）

ありがとうございました。どうしてかということのプロセスと理由をお伺いしたわけでございます。発展的な考え方で、冬開催にな

ったということでございます。

この酒蔵ロード劇場、榎並谷町長が特に力を入れた上町の整備、それを基盤とした観光振興、その中であって、大勢の観光客、これと呼び込める祭りとしてなくてはならないものと、私は受けとめています。しかしですね、町当局では、町内の各地区の祭りと同じであり、くろがねの会の主催で、くろがねの会に任せておけばよいというふうな意見も聞いております。

しかしですね、私は、この祭りは、ほかの地区の祭りとは違うと思うわけでございます。例えば、斗賀野の「たらふく秋まつり」は、旧常呂町との交流をもとに始まったものでありますが、基本的には、町民を主体としたものであるわけでございます。そして、ほかの地区の祭りも同じだと思います。もちろん他の町村からの来場も呼びかけてはおりますけれども、やはり基本は、地域住民と、その地域の出身者、そして友だちとか、そういった感じの縁者に来てもらい、きずなを強める、地域の人とその親戚縁者、そういった人たちのきずなを強める祭りであると、私は思うわけでございます。

一方、酒蔵ロード劇場はですね、先ほどもありましたが、広く町外から、多く観衆を呼び込める文化の香り高い祭りでありまして、佐川町の観光振興には欠かせない祭りであると思います。そして、今後大きく発展さしていかなければならない祭りであると思います。

そこで、ちょっと町当局、この祭りの町としての位置づけ、将来どんなふうになりたいか、そういったことについてですね、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

酒蔵ロード劇場、昨年のは、第5回は、牧野富太郎博士生誕150年記念事業ということで開催され、牧野博士や牧野博士ゆかりの植物の絵が投影され、そのすばらしさに、見る人、町内外の方々ですが、大変感動されておりました。私もその一人でございますが。

このように、先ほども申しましたが、酒蔵ロード劇場は、大変芸術性も高い。また町外との交流人口の拡大、観光振興、これに既に寄与しておるし、今後とも大いに寄与できる、まさに佐川町を代表する催し物であるというふうに認識しております。それに加えて、本年から、小中学生、高校生が参加していただける。これは、教育的な視点、さらには次代を担う子供たちへの地域づくりの視点、こ

ういったことでも大変意義があるというふうに感じてございます。

さて、こういったさまざまな方向性が、発展が期待される当酒蔵ロード劇場ではございますが、本年4月に発足しましたさかわ観光協会、これまさしく歴史的風致ゾーン、エリア、街並み環境整備に基づきます佐川町に観光客を呼び込む、その中心的なエリアの中での催しがされております。だから、前も説明もいたしましたが、この酒蔵ロード劇場に、さかわ観光協会が支援業務として大きなウエートも持っておりますし、NPO法人佐川くろがねの会との連携、これは観光ガイドとか、それぞれの施設をいかに生かしていくかというような連携業務も重要な業務の1つになってございます。

今後は、さらに、この両組織との情報交換強化を図るなどして、町外から佐川町に、酒蔵ロード劇場あり、と言われるくらいすばらしい催しとして定着するよう大いに町としても連携・支援をしてまいらなければならないというふうに思うてございます。

1 番（森正彦君）

ありがとうございます。先ほど、課長からもありましたように、この酒蔵ロード劇場は、現在、くろがねの会が主催してくれておるわけでございます。ありがたいことでございます。

しかし、くろがねの会の皆さんもおっしゃっているわけでございますが、高齢化が進んで、また会員も多くないと。ですから、ちょっとこれ以上発展するということになると、限界にも近づいていると、そのようにおっしゃっているわけでございます。私もそう思うわけでございます。

そこでやはり、町当局とくろがねの会がですね、今後、あり方について方向づけをしていくということが大事だと思います。先ほど、情報交換もしながら連携をして祭りを育てていくという答弁がありましたので、安心しておるわけでございますが、先ほど、人のこと、マンパワーのこととかも言いましたが、資金のことにつきましても、この作家さんは、最近、大変売れてきておるわけでございます。芸術家という人は、芸術家は作品で生計を立てておるわけでございますので、売れていくと、それなりにギャラ、報酬が上がってくる可能性があるかと。作家さんに引かれると、祭りそのものが成り立たなくなるという懸念もあります。

ことは、酒井さんに加え、ほか二人ぐらいが同じような、あるいはちょっと趣向の違ったものを出してくれるとかいうようなこ

ともお伺いしておるわけです。資金的な面につきましても、よく話し合っただけで連携をとって、この祭りを発展さしていただきたいと思っております。

ちょっと私がですね、考える中ではですね、もし、この祭りが、やまる、とした場合を考えるとですね、これほどのいい祭りは、そうそうないと。非常に、それと上町の整備、大きなお金を投じて整備したわけですが、非常にマッチした、課長いわく芸術性の高い祭り、全くそのとおりだと思うんです。

この祭りを、もし、なくなると考えたときにですね、例えば以前にですね、佐川町の祭りとしてよそに発信していける祭りが欲しいということが常々言われておりまして、それで「オバケの夏祭り」というのをやっておりました。これ、何らかの理由でやまってしまったわけですが。やまってしまうと、またやはり、佐川には祭りが必要という住民の声が上がってきた、町民の声が上がって来ておったわけでございます。そういったことの中で、酒蔵ロード劇場ができた。再々言いますが、祭りというのは、別に新たなものをつくり出すということになると、大きなエネルギーが要るわけでございます。エネルギーが要りますし、資金も要ります。また、あるいは、あれほどの祭りはないかもしれん。そういったことが予測されるわけです。

ですから、この祭りはですね、ほんとによそにはない、いい祭りですので、大事に育てていくということですね、やっていってもらいたい。そういうことで、ほんとにくろがねの会の皆さんと連携をとっていただきたい。

それと、祭りの実施、今後、やっぱりマンパワーも不足しておるとかということもあります。その運営形式なんかですね、実行委員会形式とか、そういったことで、若い人を実行委員なんかに入れていただく、若い人のアイデアとマンパワーを活用すると、そういう方向もとっていきべきではないかと思っております。

そのあたり、運営方法についても、特にくろがねの会さんと、よく話し合っただけでやっていっていただきたいと思っておりますが、そのあたり、いかがでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

NPO法人、今言われた年齢とか、マンパワー不足とか、今後とも将来へ向けて、継続発展していくためには、確かにおっしゃると

おり、そういった課題・問題、もう現実に、既に、そういった問題と向き合っていないかなくてはならない状況にはなっておると思います。

先ほど、小中学生、高校生が参加して絵を描き、切り絵をし、それを投影していくことにかかわっていく、企画段階からかかわっていく。まさに、次代を担う、そういった芸術家を育て上げる、ではないですが、その催しを継続させていく、一つの手だてがここであらうかと思えます。

そして、先ほども言いましたさかわ観光協会ですが、この会の中にもNPOが会員として名を連ねておりますし、また、先ほども言いましたような支援業務と、観光協会の支援業務という大きな位置づけにもしてございます。その中で、先ほど言いましたように、それぞれの課題・問題、率直に町のほうも、観光協会からもお聞きをしていきながら、そういった課題・問題を解決できるような連携体制というものが必要であらうかと思えます。日ごろからの情報の共有化、そういったことをしていきながら、課題克服に努め、継続する催しとして、大いに、今後とも発展できるように取り組めていかなければならないし、観光協会ができたことをきっかけとして、その方向で努力していきたいということは、先ほど申しましたとおりでございます。

1 番（森正彦君）

ありがとうございました。佐川の祭りを大事に育てていくということで、どうかよろしくお願いします。

次に、農地政策、農業政策でもあるわけでございますが、お伺いします。

安倍政権はですね、農林水産業を成長産業と位置づけ、構造改革の着実な実行を掲げています。そのための中核農家の育成や中核農家への農地の集積、また耕作放棄地の再生等の施策を打ち出しています。これは、全体としてですね、農業は国の礎であり、食料の自給率向上、安心安全な食料の供給、国土保全や食料安保等の考えに基づくもので、これは国民の願いでもあるわけでございます。

現在、日本全国で経済産業構造の変化や高齢化の進展でですね、農業人口は減少の一途をたどり、耕作放棄地も年々増加しています。これはですね、食料の生産基盤が衰退しているということでもあります。

本年6月に発表された農業白書によりますと、2010年の耕作放棄地は、39万6,000平方キロメートルでありまして、このうち農家以外が耕地を持つ土地持ち非農家の所有分が半数近くを占めているわけでございます。

また、主に農業に従事する基幹農業従事者の高齢化も進行していきまして、これは2012年ですが、65歳以上が60%を占めておるわけでございます。一方40代以下は10%にとどまっております、年齢階層別に見て、著しくアンバランスな状態になっておるわけでございます。

このような状況の中で、国ではですね、農地利用状況調査、いわゆる一筆調査というものですが、これを22年、平成22年から実施しています。この農地の利用状況調査の結果の内容はどうであったか、耕作放棄地や土地持ち農家の割合、またこれに対する対策や新規就農者らを含む農地のあっせん状況、また平成21年に農地法改正でですね、株式会社の農地の貸借が認められました。このような企業の農地利用状況等をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

農業委員会事務局長（氏原謙君）

おはようございます。森議員の御質問にお答えいたします。

佐川町では、国の農地制度実施円滑化事業補助金を活用しまして、町内の全ての農地の利用状況調査を実施しております。調査委員には、佐川町の農業委員16名が当たり、夏の暑い時期に担当地区を調査しております。

この利用状況調査につきましては、平成22年度から始めまして、毎年、町内のある全ての農地約2万6,000筆、約1,280ヘクタールを1筆ごとに調査し、現況ごとに色分けをして農地の状況を把握しております。

また、国は、この調査期間を平成32年までの10年間としております。そこで、具体的な耕作放棄地の調査内容ですが、国の言われている遊休地を、緑、黄、赤の3段階に区分し、緑は、すぐにでも農地に戻るもの。黄色は、機械を入れて耕作地に戻せる土地。赤は、農地にはもう戻らない、耕作を放棄された非農地となっております。議員御質問の調査結果ですが、昨年度の調査内容をお答えいたします。

全体の優良農地、その中の優良農地ですが、合計で約941.2ヘク

タール、全体の 73.5%にあたります。遊休農地の中でも緑のすぐにも農地に戻るものが約 73.3 ヘクタール、全体の 5.7%。黄色の機械を入れて耕作地に戻せる土地の面積が、約 51.3 ヘクタール、全体の 4%にあたります。残りが赤で、農地にはもう戻らない耕作を放棄された土地の面積が、約 214.2 ヘクタール。全体の 16.8%となった結果でございます。

この中で、農業委員会が指導をしなくてはならない農地は、緑と黄色の合計で、約 124.6 ヘクタール。全体の 9.7%にあたります。この数値については、平成 22 年度が約 104.7 ヘクタール、平成 23 年度が約 113.4 ヘクタールと、この 3 年間で、約 19.9 ヘクタール増加しております。

次に、遊休農地への対策と成果についてですが、遊休農地になっている農地の所有者への指導につきましては、農業委員会で検討した結果、各地域については、農家の高齢化や後継者不足などで耕作したくてもできない農地があったりするといった意見もございまして、まずは、基盤整備ができているところから取り組んでいくことになりました。

そして、昨年調査終了後には、斗賀野地区で県営圃場整備ができていているということで、その地域を対象に指導を行いました。その対象者につきましては、11 名で、指導面積は 1 万 4,695 平方メートルで、各担当地区の農業委員さんが、それぞれの所有者に直接会い、耕作を再開していただくよう指導いたしました。この成果につきましては、ことしの利用状況調査が終了して、正常な農地に戻っておれば、成果があったものということになるわけです。

今後につきましては、圃場整備中はもちろんのこと、平場の農地についても順次、指導を行っていくことを農業委員会で決定しております。

もう一つの対策としまして、佐川町農業委員会では、新規就農者への農地集積についても、産業建設課と連携して取り組んでおります。今後におきましても、新規就農者はもちろんですが、農家の人の相談等にも積極的にかかわっていきたいと思っております。

また、農業委員会が指導することはしても、新たに耕作をしてくれる人が見つからないなど、農業委員さんの努力もむなしく、苦労しているのが現状でございます。このことから、高知県農業公社と連携をいたしまして、農地を売りたい人、貸したい人、また買った

い人、借りたい人などの情報を登録しておく仕組みも始めております。

これからも、佐川町産業建設課と連携をとりまして、遊休農地の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

1 番（森正彦君）

ほんとに、先ほども言いましたが、高齢化しておる中で、年々遊休農地が増加しておる。そういうこと問題として、一筆調査を、農業委員会の皆さんが、暑い中されておる。そして指導もされてる。大変御苦労なことであると思います。

先ほどの質問の中で、平成 21 年の農地法改正で、株式会社の貸借が認められましたが、そのような実績は、どのようになっているのでしょうか。

農業委員会事務局長（氏原謙君）

失礼しました。答弁漏れでございますが。それにつきましては、23 年度にファイティングドッグスのほうが「農地を借りたい」という情報は来ておりましたけど、最終的には、その契約まで至りませんでしたので、現在、その実績はございません。

1 番（森正彦君）

農地施策、大変でございますね、しかし、やはり国土は限られておりまして、そういうの中で、自給率を向上していくということになると、耕作放棄地、これを解消していかなければならないということで、国のほうでもですね、耕作放棄地の解消に向けて、県単位でですね、農地中間管理機構を設置するというようなことが報道されておるわけでございます。これは新しい取り組みであるわけでございますが。これはですね、その機構が耕作放棄地を借り受けて、新規就農者や担い手に集積することを目的としておるわけでございます。

この機構、ひょっとするとですね、塩漬け農地中間管理機構になりはせんろうか、というて心配、悪口もあるわけでございますが。実際ですね、これは実施するとなるとですね、県がやるといっても、町村が手足となって動かなければ、実際、無理ではないかと思われれますが、具体的に何か、連絡はあっているのでしょうか。

農業委員会事務局長（氏原謙君）

お答えいたします。農業公社が行おうとする中間管理機構、仮称

ではございますが、このことにつきましては、農業委員会の県の研修会で、国の動きということで、農地、農業委員会制度をめぐる情勢についての報告の中で、少しございました。農地の中間的受け皿として、国は、県農地中間管理機構（仮称）を考えているということでございます。

ただし、この会の中でも、情報としては、なかなか詳しいところまでは、よくわかってなかったようでございまして、今後、その市町村への業務委託を考えているということも聞いております。

しかし、今の状況で、市町村へ業務委託がされるとなると、人的なフォロー等でもない、非常に厳しいというに思われます。また、別情報としましては、国の5月31日の第11回規制改革会議においては、民間委員さんから、農地中間管理機構に農業委員会を関与させることへの懸念や、農業委員会自体の見直しについての発言もあったというように聞いておりますので、今のところ、どうなるか全くわからないような状態でございます。以上です。

1 番（森正彦君）

まだまだということでございます。ございますが、農地を耕す、農地を耕して、主に農業に従事する基幹農業従事者、この年齢構成は、高齢者の割合が非常に高く、高齢者が中心となって地域農業は維持されておるといような、先ほどにも数字でありましたが、現在、農業に従事されている方ですね、順次、リタイアされると、耕作放棄地は、ますます増加することになるでしょう。

そこでですね、先の、農地中間管理機構の設置ということに国は考えたわけであると思います。しかし、この農地を預かる、預かって中核農家に貸し付ける、とするといたしましても、大区画の近代的圃場でないとですね、借り手がなかなか出てきません。塩漬けとなりかねません。そういうことですので、今後、地域の農業を守るために、農地政策というのは非常に重要な課題でありまして、農地政策としての土地基盤整備は、欠かせないわけです。

そこで、現在の、当町の圃場整備率とですね、今後、圃場整備が可能と思われる地区と面積は、どれぐらいあるのか、また、その計画はあるのかをお伺いしたいと思います。また、基幹農業従事者の年齢構成も参考としてお聞きしたいと思います。よろしく願います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。まず、基幹農業従事者の平均年齢でございますが、男女平均で 67.5 歳。男性が 66.8 歳、女性が 74.2 歳となっております。

次に、圃場整備の、現在の状況でございますが、佐川町では、圃場整備、近代的な圃場整備は、昭和 51 年に始まり、昭和の末期から平成 10 年度までに盛んに行われてございます。これを地区別で整備済面積を申しますと、加茂地区で 36 ヘクタール、尾川地区では 23.3 ヘクタール。これは県営圃場整備でやりましたヒロセ、それと構造改善のハザコと西山耕でございます。斗賀野地区には、永野、鳥の巣を含みまして 142.6 ヘクタール、それから黒岩地区は、上黒原の 4.3 ヘクタール、合計が 206.2 ヘクタールとなっております。

圃場整備を実施していくのには、農業振興地域の中の農用地に指定され、なおかつ実際に耕作されておる、あるいは再生可能地が対象になってまいります。これは 619.5 ヘクタールありますが、これを分母にして整備率は出さないけません。

そうしますと、佐川町の圃場整備率は、33.3%ということになります。未整備のところ、この差し引きですので、413.3 ヘクタールということになってまいります。

そこで、圃場整備の可能性のあるところとかいう御質問もございました。計画は、という御質問もございました。これで、今申しました農用地の 400 ヘクタール余りの中で、今現在、圃場整備、以前は 20 ヘクタール未満の構造改善事業とか、20 ヘクタール以上 60 ヘクタール未満の団体営事業とか 60 ヘクタール以上の県営圃場整備事業というのがございましたが、現在、主流になっておるのは、県営圃場整備でございます。これが、面積が 20 ヘクタール以上というふうになってございます。

圃場整備をやっていくのには、やはり、この県営圃場整備の導入ということが考えられます。そのため、これをベースに、農地の集団性とか連続性とかいうことのみを考えて、圃場整備の可能性があると、圃場整備事業の可能性があると思われる地区を申しますと、尾川地区のウマキノから柳瀬川の下流で室原あたりまで、それと、佐川町丙の立野川流域、黒岩の庄田から平野までの柳瀬川流域、それから黒岩地区の二ツ野から庄田までの中野川流域、こういったところが、可能性が、単なるその面積的な集団性、連続性だけで捉え

て言えば、そういうふうになるかと思えます。

耕作放棄地も増えてございますが、基幹作物の振興、集落営農の展開とか、地域の担い手の確保、さらには、それぞれの集落の維持発展ということを考えていきますと、これらの地区で圃場整備ができれば、非常によろしいというふうに、私自身思うております。

ところが、現実的には、佐川町に、現在、圃場整備の計画は全くございません。ただ、柳瀬川の下流域、河川改修がされてないところの河川改修にあわせて、黒岩地区でございまして、河川改修にあわせて圃場整備の必要性の声は、随分大きくなってございます。そのため、越知町の方と黒岩地区の有志の方にお集まりいただき、県の方に講師になっていただき、圃場整備についての勉強会を、現在、行っておるところでございます。

現在のところ、実質的な可能性があると思われるのは、この勉強会をしておるエリアではなかろうかと思うてございます。

1 番（森正彦君）

圃場整備をしなければ、なかなか今後の農業、継続発展は難しいということでございますが、圃場整備は、実際に実施するとなると、なかなか難しいものでございます。そして、今、難しいところが残っておるといことも実際であります。

しかし、それでもですね、当町の農業施策として大変重要な施策であることには間違いのないわけでございますので、今後の努力をお願いしたいところでございます。

なお、政府のですね、2014年度の農林水産予算の概算要求の中でですね、農業農村の所得倍増を目指す取り組みの1年目としまして、2兆6,093億円の概算要求をしているようでございます。これは、昨年を13.6%上回る規模でありまして、その中で、農業農村整備事業は、特に、地元からの要望が強いことからですね、前年比20%増しで要求されているようでございます。農地の基盤整備や耕作放棄地の再利用への措置が含まれているようでございます。

政府もですね、農地政策に力点を置いています、しかし大事なのはですね、よく課長とも言いますが、手段であって目的ではない、ということにして、この農地をですね、生かす、そこで、活発な営農活動がされることが重要であると思えます。

実際は、農地を生かして使う現場と人の組織、これが、人、組織が優秀といいますか活発でない生きてこない。そういう中で、例

えば、集落での話し合いで策定する「人・農地プラン」あるいは集落をみんなで守っていこうよとする集落営農、また農業後継者の育成、あるいは新規就農支援とか、園芸の振興などですね、農地政策が農業の振興となることの施策がですね、必要となるわけでございます。農地を生かすためのですね、農業政策を、まとめて簡単にお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

先ほども申しましたように、やはり前提になるのは、手段、基盤整備でございます。農地用排水路、農道等を含めた基盤整備の改良、充実というものが必要になってまいります。

それで、目的達成の、していくときにはどうするか、先ほども申しましたように、やはりその地域が、集落が維持発展、継続していかなければなりません。そこで、重要なのが、農業の担い手となる担い手を育成していく、ということが必要になってまいります。

1つ目には、先ほども言いましたが、基幹作物への振興というものが重要な要素になります。人・農地プランの作成とか、流動化とか、それと施設園芸でしたら、レンタルハウス導入とか、そういったことがございますが、佐川町の場合、この後継者とかいうのを見てみますと、これは、新規就農支援交付金、これで、昨年度から事業を始めてまいりました。

これで、昨年度、交付が決定された方が10名、本年度交付が決定される方が13名ございます。この方々、圃場で見えていきますと、この方々が農業就農された場所の圃場で地域別に見えていきますと、斗賀野が5名になっております。この斗賀野の5名のそれぞれの作物を見ていきますと、ニラが3名、野菜が1名、ショウガ・ピーマンが1名となつてございます。それと、尾川のほうで、これヒロセの圃場をしたところですが、斗賀野は全て圃場整備したところ5名入っております。ヒロセが1名。尾川はヒロセ1名。これも圃場整備したところへニラが入っております。それから黒岩地区が7名おります。大変多ございまして7名おりますが、この方々を見ていきますと、ショウガが4名、ショウガとミシマサイコが1名、ショウガとお茶の組み合わせが1名、イチゴと路地野菜が1名というふうになっております。

まさに、これを見ますと、圃場整備やっておるところに、斗賀野も尾川も新規就農者が入っておる。そこで所得向上に向けて努力さ

れておる。黒岩地区では、圃場整備ができてなく、農地も冠水するということでもありますので、それを避けて、どっちかといえば畑地作物的なものが実施されております。

ここで、それぞれの基幹作物の農業振興は当然、今後とも過去にも増して実施していかななくてはならないわけですが、ここで一番重要なのが、圃場整備をしてもしなくても、佐川町の水田の大部分の耕作を占めるのは、水稲であるということが言えるわけでございます。

水稲は、主食米と、一部では酪農牛の餌として飼料米とか飼料稲、いわゆるダブルシーエスなんかをやっておりますが、これの拡大も当然凶っていかないきませんが、水稲栽培の場合は、水稲だけを捉えていたら、先ほどの68. いくつかという年齢が、これ70を大きく越すような状況にもなっております。農家1戸1戸では、大きな機械を購入してからやれるのには、もう既に限界に達してきておる農家ということで、水稲栽培というのは、現実には、将来へ向けては無理な状況であるということが言えます。

そこで、今、進めておるのが、集落の皆さんで話し合い、ともに考え、農地や農業、地域の維持発展を目指す、こういった活動を取り組んでくださいと、これが集落営農という組織ですが、この中で、オペレーターの確保して農作業の受託をすとか、農業機械の共同化をしていくとか、共同の栽培をしていく、水路、耕作道の維持管理も共同で行っていく、さらには、六次産業化へ向けて直販、加工の共同活動と。こういった取り組みをできるように組織の普及に努めてございます。

現在、平野に「ラーブ平野」、鳥の巣に「エコファーム鳥の巣」というのが設立され、大いに活動しておるところであります。また現在、室原、あるいは西山ハタゴ地区で、この活動へ向けての勉強会が行われております。

こういったことを取り組みながら、地域農業の発展、集落の維持発展ということに大いに取り組んでいかなければならないし、取り組んでいきたいというふうに思うてございます。

1 番（森正彦君）

ありがとうございます。農地を生かしてですね、やはり佐川町の産業としての農業をやっぱり維持発展させていく、また、その佐川町原風景は、お米のある、そして茶畑のある、梨畑のある、これ

が佐川町の原風景であると思いますので、そのあたり適切な施策で農地を生かしていくということをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、農地ではなくして宅地の政策についてお伺ひします。「またか」と思われるかと思ひますが、なぜまた質問をするかと申しますと、また、しなければならぬから、また、するわけでごひいます。

町有の住宅団地については、平成 22 年 6 月から販売促進対策を講じるべきと、再三質問をし、対策を促してきましたが、私には、対策が何ら見えてこないわけでごひいます。時あたかも、といひますか、消費税の増税関係でですね、住宅の建設が増加しておるわけでごひいます。住宅の建設が増加しておるということですが、土地の需要があるということですが、町有のですね、かいな小富士団地はですね、18 区画が売れ残ったままであるわけでごひいます。なぜかといひると、これは価格が高すぎるわけであります。

平成 15 年の分譲受付開始時期からいひとですね、佐川地区の土地下落率は住宅地平均で 30% 下落しておるということをお聞きしておるわけでごひいます。これではですね、現在ですね、土地購入を希望している人たちにとってはですね、割高感というよりもですね、手が出ない価格ではないかと思ひます。

つきましてはですね、この町有団地、その販売対策を、どのように実施してきたのかをお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。この問題につきましても、先ほどの松浦議員の防災メールと同じように、何度か御質問をいただきまして申しわけござひませぬ。何度か御質問をいただいたということもありますが、いくつかの検討案を考えております。

その内容につきまして御説明をさせていただきます。まず、現在、先ほどおっしゃいましたように、売れ残り区画は 18 区画ということで、なぜ、こうした売れ残り区画が生じたかということについて、ちょっとこちらの認識を申し上げたいと思ひますが、まず一つは、販売当初において適正な売り出し価格であったかどうかということですが、

また、景気の低迷と相まって地価の下落、先ほどもおっしゃった

ように、発売開始以降 10 年間で約 30% の下落が、こういう下落が顕著であったと。そして時価にかかる単価の見直しがなされずに実勢価格との乖離が生じているというようなことも上げられると思っております。あるいは、子育て世代のマイホーム用敷地としては、現在の売り出しの区画が適正な面積であるかどうか、要するに、つまり広すぎるのではないかということが考えられると思っております。

また、そのほかの立地条件、地形とか日当たりとか、傾斜等が必ずしも良好ではない、特に売れ残っている区画については、そういうことがあるのではないかというようなことを認識しております。

それで、その後、具体的に検討したことを御報告を申し上げます。初めにも言いましたように、区画の面積が広すぎるのもネックになっているのではないかということで、区画面積を見直す観点で、標準的区画というものを設定いたしました。

それを、初めての道路、あそこは、基本的に、道路 8 メートルぐらいの広さがありますんで、8 メートル道路に接していて、間口が 13 メートル、奥行きが 18 メートル、地積が 250 平米の区画で、具体的に言いますと、かいな小富士団地の 22 号区画地がそれに当たります。ちょうど 22 号区画地というのは、そのかいな小富士団地のちょうど中心部に当たる位置をいたしますが、それで、小富士団地には、地形的に変更可能であり、かつ他の区画と比較して広い区画を検証すると、そういうものを検証いたしますと、7 筆あります。

具体的には 2 号、5 号、38 号、39 号、40 号、41 号、42 号の区画地で、これらの平均坪数が 89 坪です。これらの区画地を、先ほど 7 筆と申し上げましたが、それを 11 筆、そして平均坪数を 56 坪に分割縮小する案を、現在、検討しております。

これにより、面積も適正といいますか、いわゆるマイホームで、若い人たちが買うにも適正な面積になって、また分筆により価格も案分的に下がるということになりますんで、その結果、購入意欲も喚起され、販売促進が多少なりとも加速されるのではないかと考えております。

今、現状は、以上のような検討案を策定しておりますが、それが現在の状況であります。ただ、いずれにいたしましても、このような方法を実施し、販売を促進していくためには、用地測量とか、それからあと分筆、給排水施設布設工事等の、これらはちょっと多額の費用が発生するということも考えておかななくてはなりません。

が、今後におきましても、議員各位初め、各関係者の皆様の御意見、御協力をいただき、より、この検討を進めさしていただきたいと。そして、具体的に販売促進に務めていきたいと思っております。以上です。

1 番（森正彦君）

来年度ですね、4月から消費税が8%になるということが出てからですね、随分、住宅が建設されておるわけでございます。これは先にも言いましたが、土地販売の大きなチャンスだったわけです。消費税が上がっても、補助金が出ると。これは30万を上限にということですので、1,000万につき30万かな、100万につき3万かな、まあ1,000万以上になったら、もう30万で終わりということですので、やっぱり駆けこみで建てたほうが得ということになるわけでございますが。

私、平成22年度に土地開発公社を解散したときにですね、解散はやむを得ないとしてもですね、後が大丈夫かな、普段、一般事務をしている職員がですね、販売の責任者にならなければならないと。そういったことで、この難しいことができるかどうかということに危惧しておったわけですが、これが現実となったわけでございます。

この団地は、今でも時価にしたら1億円以上ぐらいのものが眠っておられるわけでございます。ここに住宅が建設されるとですね、数十人程度の方が住むことになりまして、建設に関する経済効果と建設後の住む人の経済効果と、両方の経済効果が出てきて、非常に経済効果大であることは、これはもう明白であるわけでございます。

先ほど、お聞きしますとですね、検討案を策定して、また検討すると。ずーっとお答えが検討ばかりなんですね。前へ進んでないと。なぜ、なぜ対策を出さないのか、出せないのか、もう何年もたっていますが、なぜ、必要性をどう感じているのかとか、思うわけですが、ちょっとアバウトな質問になるんですが、なぜ、対策が出せないのか、そのあたりはどのように、例えば、業務が余り忙しくてできなかったとか、このあたりが非常に難しかったのか、そのあたりはどうなんでしょう。

町長（榎並谷哲夫君）

森議員さんの、かいな小富士団地の、いわゆる販売についての御

質問でございますけども、これは、この議会でも、ほんとにたびたび御議論いただいております。私どもにとって、一番頭の痛い状況でございます、土地開発公社のいわゆる廃止に至った経緯も、この団地が非常に売れにくいといったことで、もう業務そのものが停滞したと。そんな背景もありまして、廃止した経過がございます。

その中で、御案内のように、この10年間の間に、社会情勢が急変したということが一つございます。それは、一つは、いわゆるデフレの景気低迷で、どんどんと、収入も落ちてきた、そのこともございます。半面、周囲の土地の価格も下がってきた。この背景がございますけども。

この中で、町として、いろいろ御意見もございました。民間の不動産業者の皆さんにも協力をいただいて、これ、販売契約もいたしまして、販売促進もお願いをした経過もございます。そんな中で、不動産の専門の業者からは、「もうこの際、単価を下げなければ売れませんよ」というような指示もいただいた経過もございます。

そうしたことを受けて、町としては、子育て支援も、対策も含めて、これに補助をつけた経緯がございます。これは、150万、200万。それで、一部、何区画かは、これを利用していただいた経過がございますけども、その後も、御案内のように土地は下落し続けてきた。そして、景気は上向かない。若い者の収入が減っていく。そして若者の定住がなかなか促進しないと。そんな背景でございますけども。

単に単価を下げると、これはまあ一番アピールするにはしやすい、私もそう考えております。ただ、10年前に売り出したときの価格、これは、この前に、総務委員会の皆さんと、現地へ私も調査に行ったときに、その周囲の方々から、「補助をつけることも、我々非常に迷惑だ」という声もお聞きしました。ということになりますと、これで30%の、いわゆる定価を、土地の価格を下げて売り出すということになると、買っていただいて、まだローンも払っていただいております方もおられると思います。そうした人たちに、どういうふうに説明をしていくか、理解をしていくか、このところが一番の私も頭の痛いところでございまして、今回、検討さしていただいた中身は、ただ単価を下げるということだけじゃなくて、売りやすい、若い人の、いわゆる収入の少ない層に買っていただくには、実際の持ち出しを少なくするというところで、区画を、もう一度見直して、少

なくしたら、とそういった案も含めて、今回検討さしていただいて、先ほど総務課長のほうからも説明していただいた内容でございます。

経過的には、そういうことでございまして、決して、その業務が忙しいから、あれが売り出してないということではございません。今まで行政としては、最大の努力を払いながら、いろいろ協力も皆さんに求めながら、取り組んできた経過がございますので、御理解を願いたいと思いますし、また区画の、先ほど、若干お金もかかりますけども、これをもう一度検討をいたしまして、できるだけ販売促進につながるような形をもっていけたらというに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

そしてもう一つ、先ほど、消費税、来年の4月から8%ということで、駆け込みもあるというに伺っておりますけども、それに間に合わすように、なかなか私は、今、すぐにあそこを、土地を下げてということには、なかなかありませんので、ちょっとまあ、検討、検討ということで、まことに申しわけございませんけども、そういう背景が、ひとつ行政の中にはあるということも御理解を願いたいと思います。以上です。

1 番（森正彦君）

消費税が上がることにに関して、間に合わないということ、それはもう、とうからわかちゅうことで、その前に手を打つべきだったということを私は言うっておるわけで、今からやれということをおっしゃるわけではございません。当然もう間に合いませんから。

そういうことを予測して、予測というか、もうわかちゅうわけですから、早く手を打たなければならなかったということです。今、町長は、最大の努力をしたと。最大の努力は、最大の努力で検討したと。検討したことが最大の努力というふうに私は聞こえたわけで、結果的に何もできてないから、検討しただけの話ということになるわけでございます。

私は、なぜ、売れなかったかという原因の1つとしてですね、体制ができていなかったのではないかというふうに思います。総務課が担当することに関して、私は、無理があると思います。しかし、総務課が担当しなければ、それは仕方ないでしょう。

そういう中で、誰が担当なのか、あるいは担当がいても名ばかりで、ほかの多くの業務を抱えて十分な対策ができなかったのではな

いかと私は思っておるわけでございます。

それからもう1つは、トップのリーダーシップが足りなかったと。販売促進への意識が弱かったのではないかと思います。これは、今言っておる、分割するとか、というようなことを早く、やっぱり実施すべきであったと。そういったことですね、やっぱりこれは早くしなければならぬよ、いうことをやっぱり指摘して、指示すべきであったのではないかというふうに思われます。

いずれにしても、このままでは売れないことは、もう明白であるわけでございます。販売対策の案は、今までも、提案してきましたし、片岡議員からもありました。とにかく、要するにですね、土地を買ってもらえる条件にしないとイケない、ということでございます。

売れてこそ、当初の目的であるですね、定住人口の増加、そして地域経済の活性化につながるわけでありますので、とにかく、実際に買えるような条件にするということが大事であると思います。先ほども、ほんとに理由はわかっておる、発表がありました、早く対策を具体的に打ち出すべきであるというふうに思います。とにかく、施策は、やりっぱなしではなくてですね、きちんと後始末をする、後始末をすべきだと思えます。具体的な施策を打ち出すべきと思えます。

答弁をいただくかとは思っておりましたが、お願いをいたしましてですね、私の質問を終わりたいと思えます。とにかく、当初目的の実現のための具体的施策の早期実施をお願いしたいと思えます。

なおですね、これで、私の、今回の質問を終わらせていただきますが、なお、一期4年間の定例議会におきまして、毎回質問をさしていただきました。それに対してですね、丁寧な答弁をいただきましたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、1番森正彦君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため1時10分まで休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時12分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、7番氏原義幸君の発言を許します。

7番（氏原義幸君）

7番議員の氏原です。すいません、風邪でちょっと喉を痛めまして、大変聞き取りにくいと思いますが、失礼します。通告に従い、質問させていただきます。

榎並谷町長さんは、10月に勇退されますので、最後の質問をさせていただきます。質問の1番目は、榎並谷町政2期8年の成果は、という質問でございます。

榎並谷町長さんは、1期目の出馬のとき、11項目の公約を掲げて出馬いたしました。2期目の出馬の前の一般質問の答弁では、町民の信頼と理解が得られれば、2期目も担当させてもらいたい、とのことでした。1期目の11項目の公約の実現は、60%ぐらいであったので、残り40%は、2期目で達成するとのことでありました。2期目の出馬時は、具体的な公約はされずに出馬されたと思います。3年の12月議会の質問で、公約はどれくらい実現されたか、の質問では、80%ぐらいできたと言いました。その後、8カ月になります。榎並谷町長、8年間の町政、公約を含めてのどれくらいの事業ができたか、実現できたかと思っておりますか、答弁をお願いします。

町長（榎並谷哲夫君）

氏原議員さんの御質問にお答えいたします。8年間の自分の成績評定というような御質問だと思いますけども。これは、なかなか成績というのは、私、自分自身でジャッジはなかなかできにくいございますけども。この議会を通じて、いわゆる、私が町長を目指したときに、公約というか、これは、やはり約束事として、やらなければならないこと、そして、やれたらいいということ。そして希望的には、こういう方向になったらいいというのが、私たち、選挙を受ける者の基本的な考えじゃないかなというふうに思っております。

先ほど、11項目というお話がございました。ほんとに、細かい話でございますけども、私が、当初、町長にお願いするときに、これは、こういう御時世です。なかなか大風呂敷を広げても、なかなか実現は難しきろうというような思いがございまして、自分の手幅にかなうこと、その中で、どうしてもやらなければならないこと、そ

して、これはやれたらいいなあ。そして将来的に、こういう姿だったらいいなあという方向で、この8年間、議会の皆さん、そして町民の皆さんにも御協力をいただいて、やってまいりました。その中で、先ほど、いわゆる公約の達成率というのは8割というお話ございました。

ただ、自己的には、やっぱり8割まだ行ってないじゃないかというに思っておりますけども。まず、行財政改革、これは、御案内のように、この24年度の資料でも、ここでお話申し上げましたけども、これは、私の力というより、社会の情勢が後押しをさせていただいて、財政の基盤には、若干、改善された形跡がございます。それは、非常に、私にとっても、ありがたいことだというに思っております。

また、職員の定数管理、これはまあ行政改革の一番の柱にもなるわけでございますけども、これは、この議会でも、いっつも御指摘がいただきましたように、大変少ない職員で、そして給料は県下でも安いというような指摘も受けながら、8年間、職員の皆さんには、大変厳しい状況でございましたけども、御協力をいただいて、これまでやってこれたと。その間に、できるだけ、職員の負担も軽減をしたい、との思いがございまして、いわゆる事務の改善、いわゆる組織の見直し、そういったものを踏まえて、できるだけ効率的な事務の運営を図るべく、これはまあ、いろいろ皆さんにも御協力をいただいて、やってきたというに思っております。

そういった意味で申し上げますと、一番の柱でございます行財政改革につきましては、ある程度の、この8年間では成果がいただけた、そういう評価がいただくんじゃないかなあと、いうに思っております。

そして、2つ目の柱としては、やはり、基盤整備、これがかかってくるわけでございますけども、基盤整備につきましても、大変私ども、非常に財政の自主財源の厳しい中では、どうしても国なり、頼らざるを得ないという状況の中で、ある一定のやらなければならないところについては、実行さしていただいたかなあというに思っております。

1つは、大きな節目は、水道管。これは、ほんとに命にかかわる、いわゆるインフラでございまして、これの石綿管というのをおかえをさせていただいて、これは、おかげさまで、ある程度、成果を見

せていただいたかなあというに思っております。

そして、インフラの整備の中で、これとって大きな事業、町の事業というのではないわけですが、御案内のように、玉割小橋、こういった大変、1億を超える事業でございますけれども、これも25年度中には成就できるという事で、そういったことで基盤整備につきましても、今、我々がかなう手幅、そして国なり県なりの力添えをいただきまして、ある程度、一定の成果はいただいたなあというに思っています。

そして町道、あるいは町の整備だけじゃなくて、町内の県道、そして国道、この整備につきましても、これは県なり、あるいは国なりのお力添えをいただきまして、まだ、県道につきましても、町内の……線、整備の途中でございますけれども、ある程度、一定のめどが立ったというふうに私は自負をいたしております、これも地権者の皆さん、あるいは地域の住民の皆さん、御協力のおかげだというふうに思っております。

また、もう一つ、国道の話がありましたけれども、さしていただきましたが、494号、これも佐川町にとりましても、須崎の高速道路へ直結するという事で、これは町を挙げて、そして地域を挙げて県なり国なりをお願いをした経緯がございました。一部、佐川町ではバイパスが開通いたしております、これの成果は大変大きなものがあるというに思っております、引き続きまして斗賀野地区、斗賀野トンネルから須崎市側にも昨年来、工事を着工していただいて、できるだけ早く整備してくれということで、ずっとお願いをしてございまして、これも一定の成果が上がってきたというに思っております。

そして、もう一つは、国道33号の佐川トンネルでございます。これは、佐川中学校の移転とも絡みましたが、歩道、これは大変狭い、危険なところでございまして、これは50年代に整備されたバイパスでございまして、当時は、あれで十分かなということですが、時代の変化とともに安全性が確保されないということで、これも早速、国をお願いをして、25年度中にはめどが立つというふうな状況でございます。

そうしたことで、インフラにつきましても、私の8年間の間に、ある程度、一定のめどがついた、そして将来へ向けての、ある程度の方向性が見えてきたというに思っております。そして、道路の維

持管理につきましても、できるだけの安全性を保つための施策は取り組んできた、そういう思いがするわけでございます。

そして、産業振興。これは氏原議員さんにも、しょっちゅう言われました。佐川の主な産業は何ぞよ、と。こういうことで、これは、いわゆる農業が中心であるというふうに、ずっと私もお答えをしまいいりまして、農業の振興については、これは一生懸命やらなければならないというふうに申し上げてきておりましたけども、そのことについては、なかなか成果が上げにくいと。いわゆる新しい就農者も、そんなに数は増えないし、けさの議論の中でも、荒廃地が増えて、その処置についても大変厳しい。そして後継者がなかなか育ちにくい。そしてもう一つ、米農家が主体でありながら、これ米だけでは生計が立てられないと、そういった流れの中で、一次産業についても重要視をしまいいっております。

そして、ブランド化という話をさしていただきましたけども、なかなかそれも功を奏しておりませんけども、尾川の棚田米「いなきづくり」、そういったことで、これ、ほんと微々たるものでございますけども、町外へ注文もある一定来ていただけるんじゃないかなというふうに思っております。

そして、一次産業の中で、酪農家も町内には多いわけでございますけども、酪農も大変厳しい状況、今、ますます円安が進んでまいりますと、飼料が高くなって経営が厳しいという話でございます。その中で、ブランド化ということで、これは高知県の産業振興計画の補助もいただきまして「ぢぢち」ということで、ある一定、これが爆発的に、大きゅうなったということではございませんけども、町内外、大変、佐川の牛乳「ぢぢち」が好評をいただいております。そういう思いで、産業振興計画につきましても、一次産業を中心にやらしていただきました。

そして、佐川町には二次産業というのが、ほとんどないわけでございます。私は、今の造り酒屋、司牡丹でございますけども、このあたりも、地域のほうの産業の1つとして発展をしてもらいたいと、思いで、これの販売の増加に、一役まで担ってないですけども、努力をさしていただいた。そういう思いで産業の振興につきましても、何らかの形で努力をしてきたところでございます。

そして、この昨年来、大変、この産業振興計画の中でも、いわゆるエネルギーの、循環エネルギー、いわゆる太陽光、これが大変追

い風になってまいりまして、これは一つは、国の上げた電気料金の固定買い取り価格制度、これが成立しましてから、民間の需要が大変高まって、御案内のように、鷹ノ巣の養豚団地跡、これも大変私も、跡地の利用について頭を痛めておりましたけども、こういうことで、今、業者のほうに、鋭意工事が進んでおりまして、やがては、そこから1,500キロワットくらいの電気が、いわゆる四国電力に売られると。そういったことで、これも一つの産業振興の一端を担ったなあというに思っております。

そしてもう1つ。これも大変、私、頭を痛めておりました公共下水道用の跡地の利用でございます。これもなかなか名案が浮かばない中で、御案内のように、県の独自の産業振興計画の中のエネルギー対策で、県と町と、そして民間の共同で会社を設立して、ここも1.3あるいは1.5くらいの発電ができると。それも、産業振興の中の一つの役割を担ってきたかなあというに思っております。

そして学校教育です。これは、教育の中身につきましては、けさほど森議員の御質問の中で、教育長が、佐川町の取り組み等について答弁をさしていただいたところでございますけども、箱物でございます。これは、南海地震が、必ず来ると言われる中で、いち早く、子供たちの安全ということで、佐川町内の小学校、中学校、耐震化の工事を急いできたわけでございます。

まず最初には、佐川中学校。これは、老朽化を含めて移転をさしていただいて、新しい安全なところで中学生に勉強をしていただくということでございますけども、そのほかの小中学校につきましても、今年度で耐震工事は全て完了するということで、学校教育現場の施設の整備につきましても、ある一定の成果をいただけたなあというに思っております。

残るところは保育園でございます。保育園で、現在、私立の保育園の2園で耐震補強の補助も行いながら、今、鋭意進めておるところでございます。町立の保育園につきましても、これから診断をやりまして、それからその次への移行をするわけでございますけども、これも早く、何とかやっていただきたいなあ。それは次へのバトンタッチになるわけでございますけども。

そうしたことで、一定の子供たちへの安全対策、そして住民への地震に対する防災意識も、そういった中で、だんだんと培ってきたかなあというふうに思っておるわけでございます。

そして、病院でございます。これは、病院の耐震化につきまして、私、公約のほうに、なかなかうたいあげてなかったわけでございますけども、この病院の、いわゆる、町立の病院を守っていくということは、最初から私も、一つの大きな思いでやってまいりまして、御案内のように、県と国との補助が出るという情報の中で、おかげさまで、耐震、新しい病院ができて、若干借金もしてございますけども、ある一定の病院の耐震化の工事につきましては、評価をいただいたんじゃないかなあというに思っております。そして、この病院につきましては、これから、中身について、病院の関係の皆さんとも協力しながら、これから運営につきまして、前向いた姿勢で、そして地域の、ほんとに安心と安全ができる。健康には、もう絶対に高北病院に任したらいいと、そういう信頼のいただけるような病院の運営を、ぜひ願いたいなあというに思っておるわけでございます。

おかげさまで、この 10 月いっぱいには、今、大変、利用者の皆さんには、入り口が遠ございまして、迷惑かけておりますけども、10 月いっぱいには何とか完成するようでございますから、ほんとに生まれ変わった姿と、そして中身につきましても、今、病院長以下、職員の皆さんが、大変御努力いただいております。当初、8 年前にいただいた高北病院の評価よりも、若干上回ったんじゃないかなあということでございまして、これは、私がどうこうしたんじゃないなくて、やっぱり関係の皆さんの、あるいは町民の皆さんの、やっぱり地元で、こういう公共病院を残したい、そして発展をしていきたい、そして健康をあげたい、そんな思いがつながってきたというに、私は考えておるわけでございます。

そして、これは、いろいろ批判もいただきました。上町の、いわゆる古い町並みの保存、そして活用でございます。これは当初から私も、大変頭の中にグルグル回っておりました。当初にスタートしたときには、佐川中学校の移転が始まったときに、そこに、実は、古い青山文庫の庫舎がございました。その移築を、いち早く計画をいたしまして、予算も提案をさしていただきましたけども、そのときには、まだこうした状況が熟成していなくて、しばらくこれが頓挫をした経過がございました。

その後、平成 20 年に、御案内のように、文科省そして農林水産省、国交省、この 3 省が共同で提案をいたしました、いわゆる歴ま

ち法、これが制定をされまして、その歴まち法に認定されたのが、上町の地区でございます。このときには、全国で 10 市くらいの認定がございましたけども、その中に、大体で佐川町が 2 次の方に認定をしていただきました。

その状況を振り返ってみますと、例えば、金沢だとか高山だとか、全国に名だたるところが、そういう認証を受けて、現在は 15 くらいあるというに聞いておりますけども。四国では佐川町が、1 番認証いただきました。現在、徳島の東祖谷山、あそこ何市になったか、市でございますけども、そこが 2 番目、そして大洲市が 3 番目に認定されたと。

そんな経過を踏まえて、上町。国の補助、あるいは先ほど申し上げました県の産業振興計画の補助をいただきまして、現在、名教館が 25 年度中の工事へ向けて進行中でございますけども、青山文庫の庫舎が、今、移築が終わっております。そして、牧野生家の再現でございます。これはふるさと館として、今、皆さんに、だんだんと理解をしていただくようになりました。それが 1 つ完成しておりますし、もう 1 つ、浜口邸。これも、いろいろ議論をいただきましたけども、お金もかかりました。かかりましたが、今、観光協会の事務所含めて活躍をしております。10 月の 1 日からは、一般社団法人化をして正式に活動できるように、この当議会へ、使用の規定とか、そういったもの条例を提案をして、これをさらに発展的に活用していただきたいなあというに思っております。

ちょっと私も気になりますから、時々上町へ行って、浜口邸のぞきますけども、やはり来ていただいた方には、「いいとこですねえ」と。「ここでお茶飲みたい」とそういう声もございますから、これから先に、活用の方法によっては、私は、大変活気のあるところになるんじゃないかなあというに思っております、ぜひ、今後の皆さんの御協力もお願いを申し上げたいなあというに思っております。

そして、それに付随いたしますけども、観光協会。これは、当初から観光協会というのは、佐川町にございましたけども、いろいろの事情がございまして、一遍消滅をした経過がございます。私が町長になったころから、佐川町にはある程度観光資源がありながら、「どこへどういうふうにお問い合わせたらええ」あるいは「どこで弁当は食べたええ、というなことを、よく聞かれるけども、何にも

ないねえ」というような話を聞きまして、何か観光協会、これは観光協会を新たにつくるといふのはなかなか厳しいというに思っておりまして、観光協会にかわるような何かをやっぱり組織だってせないかんという思いがございました。このことが、今回、大変皆さんの御協力もいただきまして、観光協会の設立になりまして、これはつくっただけじゃなくて、やはり、入れ物をつくりましたら、これ魂ということでございますから、これは今後、佐川の町民の皆さんにも愛されながら、そして議会の皆さんにも御協力いただき、そして執行部としても、全面的に応援をしながら、ぜひ、発展をお願いをしたいというふうに考えております。

そういうふうなことを8年間やらしていただきまして、議員の皆さんには、大変不愉快な面も多々あったとは思いますが、私は私なりに最大の努力をさせていただいた。そして、先ほど冒頭に申し上げました財政の状況が好転したのも、これは決して私の力じゃなくて、社会の情勢が後押しをさせていただいたと。そんなことで、大変、感謝を申し上げるし、その点では非常に運がよかったなあというふうに思っております。

そして、いよいよ、私も、この9月議会で最後の答弁になるわけでございますけども、大変、私はこの8年間の間に、皆さんとこうして接しをさせていただいて、やっぱり人というのはどういうものか、やっぱり表へ立ったら責任を持って、そして人には優しく、自分には厳しくというのを、大変感じたわけでございますけども、私も、この年齢でございますから、なかなか思いのほか体がついていかない部分もございまして、迷惑をかけた分もあるかと思っておりますけども、その点は、ぜひ私に免じてお許しをいただきたいなあというふうに思っております。

そして、最後になりますけども、やっぱり行政というのは、連続性があるもんだとはずっと思っております。私が町長を引き継いだときに、先ほど申し上げました鷹ノ巣、そして公共下水道、西佐川のやつ、そしてもう1つ、霧生関。この、いわゆる用地を取得をしながら、なかなか利用ができない。「さて、どうしようか」というようなものも引き継ぎをいただきまして、これを何とか解決せないかんということで、霧生関については、大変御批判もいただいたわけでございますけども、現在、若干、火薬庫の問題で頓挫をしております。それでも、佐川のトンネルの残土処理場活用をするな

り、それは一つの、私は成果があったと思いますけども、これを先に、ぜひ完成をさして、当初の町民に約束した公園としての、早く活用ができるような状態に、ぜひ進めていっていただきたいなあと、そんな思いをいたすわけでございます。

いずれにいたしましても、この8年間、大変、議員の皆さんにもお世話かけましたし、また、何はともあれ町民の皆さんにも大変御理解もいただきました。これは批判もありますけども、私は一生懸命やらしていただきまして、おかげさまで10月の27日に任期を全うできるというに思っておりまして、この点につきましては、心から町民の皆さんにも感謝申し上げたいし、また議員の皆さんにも、御協力いただいた御礼を、厚く御礼申し上げまして、答弁になったかどうかわかりませんが、思いを述べさせていただきました。よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

7番（氏原義幸君）

ありがとうございました。町長さんは、佐川中学校それから病院事業、そして塩漬けになっていましたあの両方の土地などで、大変重要な事業を成功さしていただきました。ほんとにありがとうございました。

町長さんの事業の中で、ナウマングラウンド、上町事業などや、批判がありましたけども、できてみれば、結果よしで、皆さん大変喜んでいると思います。

奥の土居の桜は、私たちの小さいときから、何十年前は、桜の名所で、多くの町内外の方がおいでくださっていました。現在、桜の再生事業で、今、桜の再生が進んでいます。何年かの後に、桜が復活して奥の土居が桜の名所になったとき、この上町の事業をせずに、上町をそのまま置いていましたら、もう古びた家、屋根の崩れた何にも魅力のない上町になっていると思います。

しかし、この事業をしたおかげで、もし、何年か先に桜の名所になったとき、佐川町を訪れた町内外の人が「これはよかったね」と言われることは絶対間違いありません。今後、この事業で、どんな活用していくか、どんないいこの事業を進めていくか、これによって、町長さんが「ようやった」と、「いらんもんをつくった」という評価になると思います。それを我々が、いかにしてこの事業を進めていくかにかかっています。

今後、我々は、次の議会におけるか、おらないか、わかりませんけ

んど、この事業を進めて、上町、佐川町の全体の事業を進めていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それで、偶然に、榎並谷町長さんが1期目のときに、出るときに、出した文章を見つけました。これによりますと、「国、県への大きなパイプ役を最大に活用し、東京事務所、県庁などで36年間、経験と人脈を生かし、郷土佐川町の発展のために、さまざまな要望や、県や国に発動し、豊かで安全な快適なまちづくりを推進します」という、この書いたものを偶然見つけました。先ほど、町長さんが、県道や国道など国や県へ要望に行って、やはり、ここに書かれたことが、やはり100%とはいきませんけれど、ある程度その力になっていると思えます。どうもありがとうございました。

質問の第2番目でございます。

猛暑と乾燥での農産物の被害状況と今後の対策について、ということでございます。7月の梅雨明け以降、猛暑と少雨のため、乾燥で県下の農産物の多くが被害が発生しました。本町でも水稻、ショウガ、ニラ、ピーマンなど、多くの作物に被害が出ました。本町での被害状況と今後の対策は、ということでございます。

8月の新聞を見ますと、高知県、高温少雨被害で1523ヘクタール、水稻、ブント、ショウガ、そして土佐市のブント農家が、木が枯れるとか、山北ミカンでもミカンの木が枯れるとか、大変な被害が出ています。そして、平成21年にも、田植期に少雨で稲の作付ができなかったこともあります。本町での被害状況はどうなっているのか、お願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。ことしの猛暑と乾燥での農作物の被害状況。梅雨明けから、8月の25日に雨が降りましたが、降雨がありましたが、この間8月の中旬に、県の高吾農業改良普及所が調査をしております。高温及び少雨による農作物被害報告書というものを送られております。

この中で、ショウガにつきましては、これは佐川町だけではなくて管内、佐川町、越知町、仁淀川町、日高村の管内ですが、これで被害面積が18ヘクタール。被害面積18ヘクタールとなっております。被害状況につきましては、少雨による育成遅延、それとニホンナシにつきましては、これは佐川町、越知町、日高村でございますが、被害面積が6ヘクタール、被害状況は少雨による小玉化と。こうい

った報告を受けてございます。

7 番（氏原義幸君）

ちょっとそれは、佐川町は、調査不足ではないですか。

斗賀野のニラの生産者たちも、大変、少雨で、ニラの品質が悪くて返品などが大変繰り返されたそうです。そして、収量がなかったと。今、大変、今は雨が降り、収量も取れだして単価も結構上がりました、今、ニラ農家たちは大変喜んでるところでございます。

対策といっても、自然災害で自然のことでございますので、何をしようかということ、なかなかできないと思います。かん水施設の補助とか、いろいろいろいろあるとは思いますが、なかなか自然の相手ですので、対策いうても、なかなかできないと思います。ショウガでも、かん水施設をしている方は、大変よくできています。ただ、何もしてない方は、ほんとにもう3分の1ぐらいしかできていないところがあります。やはり、これからは農家の方も、こういうことを考えまして、やっぱりかん水施設などを十分につくってやらないと、これからの農業も大変だと思っています。

話はちょっとそれですけれど、ニラのそぐり機ですね。前回、私、質問した。今、それ好評で、斗賀野に4台入りました。大変、ニラの方は本当に喜んでます。この猛暑での対策ということ、自然の現象でできませんから、役場にどうのこうのせえと言うてもいきませんので、我々農家が、それに対して対策することが一番のことでございます。これについては終わります。

質問の3番、災害時の避難対策について。この中で、1番目に、災害時のペットとの避難対策について、という質問でございます。

このほど、環境省初指針によると、災害時にペットとの避難を自治体に態勢整備を促す指針を作成した。これによりますと、災害時にペットとの避難、環境省初指針、自治体に態勢を促す。環境省は20日、大災害時はペットの犬猫は飼い主と一緒に避難させることを原則とし、地方自治体に態勢整備やルールづくりを促す「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（指針）」を作成した。東日本大震災を教訓にまとめた。同行避難を明記した指針は初めてである。全国の自治体に配布し、国の防災基本計画にも盛り込む。

指針は、自治体や飼い主などが普段から準備すべきことと、発生時の対応を列記した。

飼い主には、ペットが迷子にならないように飼い主の情報を記録

したマイクロチップや名札をつけるよう促し、少なくとも5日分の水とペットフード、予備のトイレ用品などを備蓄するよう求めた。避難所で他の人に迷惑をかけないためのしつけや、避難ルートの確認などの対策も示した。

自治体には、避難所や仮設住宅でペットを受け入れられるよう、飼育スペースや方法を決め、普段から同行避難の訓練をするよう求めた。災害発生時に被災ペットを受け入れる動物救護施設の設置なども盛り込んだ。

獣医師会にも、協力可能な動物病院や獣医師のデータベース作成などを呼びかけた。

東日本大震災では、住民が津波や原発事故で緊急避難を余儀なくされ、ペットとはぐれた例が多かった。一緒に避難しても、鳴き声や動物アレルギーなどの問題から、避難所で受け入れが認められないケースがあったため、指針をつくって国の考えを示した。

その後、本町にも、この指針の配布をされてきたと思うが、本町では対策を協議したかについて答弁をお願いします。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。災害時におけるペットを伴った避難対策についてのお尋ねでございます。

東日本大震災では、地震に津波、それに伴う原子力災害が発生しまして、甚大な被害がもたらされましたが、この際、多くの住民が緊急避難を余儀なくされましたことから、自宅に取り残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となる例が多数生じております。

また、飼い主とともに避難できましても、避難所では、動物が苦手な方を含む避難者も共同生活を送るということとなりますので、一緒に避難したペットの取り扱いに苦慮したケースも見られたということでございます。

以上の実態を踏まえまして、平成23年12月に修正されました国の防災基本計画では、避難場所や仮設住宅における家庭動物の受け入れ配慮事項が追加されるとともに、地域防災計画において重点を置くべき事項に、被災した飼育動物の保護収容に関する態勢整備や避難場所等における飼育動物の収容といった項目が追加されました。また、それとともに、この8月には、自治体等が地域の状況に応じた独自のマニュアルや動物救護態勢を検討する際の参考となるよう、議員御指摘のガイドラインが環境省から示されたところで

ございます。

町としましては、こうした経緯を踏まえまして、今年度中の改定を予定している町の地域防災計画に、避難場所や仮設住宅におけるペットのための受け入れの配慮に関する項目を設けるとともに、今後、ペットの適正な飼育、災害への備え等に介する飼い主への普及啓発を初め、ペットとの同行避難を含めた避難訓練の導入や避難所等におけるペットの受け入れ、飼育に関する運営の検討などを行ってまいりたいと考えております。以上です。

7 番（氏原義幸君）

わかりました。早急に対策を練っていただきたいと思います。

本町は、幸いにして津波の被害がないので、長いこと避難所に生活することは余りないと思われまますので、その分、大分助かるとは思っています。

次に、福祉避難場所の対策の質問です。先に、これは松浦議員さんも質問されて、重複することがあると思いますけど、また質問させていただきます。

災害時に体の不自由な人たちが避難する場所、いわゆる福祉避難場所の確保は十分であるかのごとくでございます。昨年の 12 月議会の質問で、総務課長さんは、かわせみを決めていると言っていて、「一般の人との競合であるので、問題もある」と答弁しましたが、その後検討されていますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。災害時の福祉避難所対策につきましては、午前中の松浦議員の御質問にもありましたとおりに、現在「健康福祉センターかわせみ」を 1 カ所指定をしております。ただし、これは、「かわせみ」は一般の避難所にも指定をされております。

災害時、大規模災害を想定した場合は、この「かわせみ」だけでは収容は不十分というふうに考えております。したがって、民間、町立、いずれの施設も高齢者施設あるいは障害者施設、そういったものを優先の検討の対象といたしまして、今後、地域防災計画の見直しもあわせまして、協定のほうを進めていきたいというふうに考えております。

7 番（氏原義幸君）

高知市の民間の施設など、協定を結び、多くの福祉避難場所を確保していると聞いています。本町でも、早急に民間の施設などと協

定を結び、福祉避難場所の確保をお願いいたします。

次に、避難場所の耐震化について。災害時に多くの人たちが避難する本町の小中学校の体育館などの耐震化はできていますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど町長もお答えしましたように、町内の小中学校体育館は、本年度黒岩中学校の耐震化工事をもちまして、全ての体育館の耐震化工事は終了することになっております。以上でございます。

7 番（氏原義幸君）

それでは、町民が安心できます。それはそれでええとしまして、12月の質問で、答弁で、総務課長さんは、地域の集会所なども避難場所に考えていると言っていました。もし、その集会所が耐震化ができていなければ、大変危険でございます。その場合、町としては、耐震診断、耐震化の費用は、補助が出るのか、それについて、答弁をお願いします。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。各地域の各自治会の公民館や集会所、これらは全部で73カ所ありますが、これらは、避難所に考えているというよりも地域防災計画の中で、緊急避難所に指定をいたしております。この耐震化の問題であります。耐震化の特に補助の問題であります。これは、いわゆる、こういうに聞いております。

県の、今現在、耐震診断とか耐震化工事の補助がございますけど、これも同じようにですね、こうした集会所、公民館についても対象になるというに聞いております。ただ、私は当初はですね、登記上の問題、いわゆる公民館、集会所の場合は、地縁団体を結成せんと、そういう申請ができないかというふうに思っておりましたが、そうではどうもないようで、いわゆる各自治会の所有、所有といえますか管理している建物であるという形ですね、そういう耐震診断とか耐震補強のですね、申請ができる旨を聞いております。

それプラスですね、町の補助をどうにするかは、まだ今後の検討の余地があるかと思いますが、現状はそういうことで、いずれにしてもかなり耐震化が必要な施設がほとんどであるということはあるかと思えます。

7 番（氏原義幸君）

わかりました。県の補助が対象になるということであれば、地域

の人が申請して、1日も早く、安心な、一時的な避難場所でも避難する前につぶれたら意味がありませんので、やはり早く、そういうことがあれば、広報などで知らせて、やはり早い時点で耐震化を進めるようお願いしたいと思います。

そして、金額はどれくらい出るかもわかりませんけど、町としても、町民の安心・安全のためのあれですので、それへお金を出したけ、いらん金を使うたというような声は出てこないと思いますので、ぜひとも町としても、少しでもそういう補助を出してもらうようにしていただければ、地域の各部落もそんなに今は、お金があり余っているほど皆ありませんので、助かると思いますので、今後の検討課題としていただきたいと思います。

最後に、榎並谷町長さん、8年間御苦労さんでございました。今後、一町民になられましても、本町のために御協力をお願いいたします。

また、町長さんの一期目の第一番目の質問で、私が大変失礼なことを言ったことを心からお詫び申し上げます。本当に失言でございました。今後ともよろしく申し上げます。

最後に、町長さんの8年間の経験の上で、次の首長に何を期待し、何を望むかを、一言お願いいたします。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えを、大変しぬくうはございますけども、私も大変、皆さんには御迷惑をかけて、2期で終わるということ表明させていただいて、その方向で進んでございますけども、その点、先ほど質問の中でも、まだ目的8割しかできてないじゃないかと、そういう批判もいただくんじゃないかというふうに思っておりますけども、諸般の事情がございまして、これはお許しを願いたいというふうに思っております。その次の指導者に誰になるかは別にいたしまして、私の経験からも、やはり行政の連続性、そしてもう一つは、やっぱり安定性、そういったものを、ぜひ望みたいなあというふうに思っております。

県下の各自治体で、私もずっと県庁におりながら、いろいろな形で市町村の行政を見させてきていただいた。その経験からでございますけども、いわゆる混乱をするというか、議論を伯仲、議会と執行部とが伯仲しまして、これが根にあってということになりますと、私はこれを混乱というに捉えておりますけども、そうなりますと、どうしても行政というのは停滞をしていくんじゃないかと。そうい

う事例をいくつか見てございますから、ぜひ、私は、今の世の中、これは決してもう右肩上がりにはなかなかなりにくいというふうに思っておりますし、また、私たちの町のように、国の財政力をほとんど90%くらいあおがないと、なかなか運営できないという自治体でございますから、そういった意味では、やはり今の行財政の中で、安定をした形でぜひ町政の運営をお願いできたらというふうに思うわけでございます。

これは、あくまで町民の皆さんが選ぶことですから、私がここでとやかく言いませんけども、私の経験から、やはり私が議員の皆さんと対峙をしてきた、こういう状態、やはり議論をしながら、やはり両輪となった運営、そういったものをぜひ、次の指導者にはお願いできたら、これはまあ私の個人的な見解でございますから、決して公ではございません。今、氏原議員から御質問いただきましたので、感想を述べさせていただきます。以上でございます。

7番（氏原義幸君）

私たち議員も、議員選挙で町民の審判を受けることになります。またこの議場で質問できるよう頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

榎並谷町長、8年間どうもありがとうございました。これで質問を終わります。

議長（永田耕朗君）

以上で、7番氏原義幸君の一般質問を終わります。

15分休憩します。

休憩 午後2時5分

再開 午後2時21分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、8番松本正人君の発言を許します。

8番（松本正人君）

日本共産党の松本でございます。通告に従って質問させていただきますけれども、町長が今回をもちまして御勇退されるということで、町長の任期は10月27日でしたかね、でございますので、けど、もう今さら町長にいろいろ言うてもですね、余り意味のないことで

ございますので、残念ながら。どのような質問を構えてきたらええろうというふうに思いましたけれども、私もこれが最後の質問になるやらわかりませんので、きちっと、やるべきことはやっちょうかなということ、登壇したところです。

ちょっと、今回は、そういうことですね、自分のよもやま話も含めて、少し緊張感欠くような質問になるかもしれませんけれども、よろしく願いいたします。

きょうは、私が構えているのは、社会保障制度改革国民会議の最終報告が出たということで、その認識と対応を問うというふうになってます。大変に、大風呂敷を広げたような質問になってますけれども、さすがに自分も、これは大風呂敷広げすぎたなと思ひまして、大変に中身としては複雑で難しい内容がございますので、正直、十分に自分自身、わかちゅうろうかという思いもあるところです。そういった質問に入る前にですね、きのうでしたかね、オリンピック東京招致が決まったと、こういうことで日本中沸き返っているところです。

最近私、フェイスブックというのも始めまして、今うれしがって使いゅうところですけども。投稿した内容に対してですね、それがよかったら、周りからいろいろと「いいね」というのが入るわけです。私の投稿なんかほんの数件ぐらいしか「いいね」というのがないんですけども、この東京オリンピックが招致されて、みんなが喜んで、首相を初め関係者がそろって写っているあの集合写真については、何万でしたかね、ちょっと忘れましたが、すごい「いいね」が入っております、さすが国民の関心の深い出来事なんだなというふうに思いました。私もオリンピックについては、そのフェイスブックにもいくつか意見を投稿いたしましたけれども。

私はオリンピック大好きです。私、1960年生まれですから、東京オリンピックが行われたのは、1964年ということで、私が4歳のときになります。ちょっと調べてみたら、10月にそのころは、やっていますね東京オリンピック。ですから、一番涼しい、体育の日になるわけでしょうかね。なかなかええ時期に昔はやりよったがやなあと。今は、夏のオリンピックというて、ものすごい暑い盛りにやるので、何でこんな暑いときにやるろうというふうに思いよったんですが、昔は秋にやったりもしよったんだなあという思いがします。

私8月生まれですので、4歳になって少したってからのことです

けれども、そのときに、私が覚えているのでは、佐川も聖火ランナーが走ってました。と記憶をしております。ただ記憶してるだけじゃなくて、私のちょっと年の離れたところがおりまして、聖火ランナーをしてまして、トーチを持って4歳の私と一緒に写真を撮ったのが、白黒写真が残っております。写真を撮ったことのもうっすら覚えているところです。それから、多分朝日新聞社が構えたんじゃないかと思えますけれども、紙でできた小旗、日章旗ですかね、これをどっさり、バシャバシャ、バシャバシャいうて振っていたということを、これもうっすらと覚えているところです。

たださすがに競技の内容については、東洋の魔女とか三宅兄弟とかですね、こういうのはリアルタイムじゃなくて後で知ったことではないかというふうに思います。

けれども東京オリンピックの次はメキシコオリンピックでしたけれども、メキシコオリンピックは、ちょうどアニマルワンというアニメがやってまして、これは、きょう決まったがですかね、レスリングが復活したという話ですけども、そのレスリング、メキシコオリンピックに向かってレスリング選手が頑張る、そういった題材のアニメでございました。今でも主題歌は歌うことができるばあ覚えております。

そういうところでメキシコオリンピックを、初めてというか、メキシコオリンピックが8歳のときですから、初めてこう、どう言うか、物心ついて見たオリンピックではなかったかと思えます。もうほんとに、メキシコですから、ちょっと高地にあって空気が薄くて、好記録がたくさん生まれたんですけど、逆に長距離とかは大変で、そういう競技はなかなか大変やったと思えますけれども。

走り幅跳びでビーモン選手がですね、8メートル90を飛んで、当時のいわゆる計測器が足らなくて、メジャーを足してですね、記録をはかるというシーンがあって、跳んでから後ですね、記録が出るまでしばらく時間がかかって、それで8メートル90という驚異的な世界記録が生まれたときに、ビーモン選手が飛び上がって喜んで、最後は、こう顔を地面に伏せて、手で覆ってですね喜んでる姿というのも僕、はっきり覚えております。

それから、アメリカの黒人選手が表彰台にあがったときに、黒い手袋をして高々と拳を突き上げて、非常に物議を醸したということも覚えてますし、それから背面跳びが初めて披露されたというか、

イギリスの選手だったかちょっと忘れちゃったけども、白人の選手だったと思いますけれども、背面跳びで金メダルを取るというのもメキシコオリンピックが最初であったんじゃないかというふうに思います。

朝日グラフという朝日新聞社が出してた雑誌、雑誌といいますか冊子がありまして、それは写真の、写真がいっぱい載っっちゃうわけで、メキシコオリンピックの写真をその後もぎっちり見て、もう穴があくばあ見たという記憶もございます。

その次がミュンヘンオリンピック。それでミュンヘンオリンピックは、僕が覚えているのは田口です。水泳の。平泳ぎの。オリンピックへ行く前はね、1分6秒台やって、確かオリンピックで優勝したときは、1分4秒台ぐらい、4秒か3秒台やったと思います。それぐらい、よう覚えております。大好きです。オリンピック大好きですけど、今回のはしゃぎようはですね、ちょっと素直にはしゃがないなあという、私としては思いがあります。

まず、原発の問題。これに対して、プレゼンで首相が言ったことについては、非常に無責任な言い方じゃないかなあと。報道は後で、あんな約束をしたから頑張ってくれ、みたいなことを言ってますけれども。非常に無責任な言い方ではなかったかなというふうに私は思ってます。

いずれにしても、けど、起こったことはしっかりやらないかんですので、私たちが主張しているのは、原発問題というのは終息したという前の首相のですね、宣言をきちっと撤回して終息はしてないということで、正面から取り組んでいかなければならない問題だというふうに思っています。

それで、きょうも多分、テレビをつけたらオリンピックの話ばかりじゃないかなあとと思いますが、そんな

議長（永田耕朗君）

松本君、すみません、なかなかオリンピックの話もですが、前段が10分を過ぎましたが、一般質問に入っていただきたいと思いますが。

8番（松本正人君）

全然結構です。この前段が結構大事でして、ここから本題に入りますけれども。

報道されていたのは、東京オリンピックは、既存の施設を使って、

非常に簡素にやると。こういうことがうたい文句だというふうに聞いてましたけれども。しかし、存外、競技施設も新たにつくると。それから関連事業を含めて1兆数千億円のお金が投入されるということが報道されておりました。

存外、金をやっぱり使うがやなあということを思いまして、そういう点からもですね、もろ手を挙げてというふうには感じにくいなあというふうに思ったところです。

なぜ、こういうことを言いますかという、ここから社会保障制度国民会議の最終報告と比較しての話になってくるのではないかとというふうに思います。社会保障制度改革国民会議というのが、ずっと開かれておりましたけれども、その最終報告というのが、実は参議院選挙が終わってすぐに報告が出されました。内容というのは、一言で言って、社会保障を大きく後退させる内容のものであるというふうに言わなければならないと思います。

介護保険、それから国保とからの医療の問題、それから子育て支援等の保育の問題、年金の問題等々、私たちの生活に密接する問題についての報告が出たわけです。政府は、この報告に基づいてですね、具体的な政策をつくっていくということになるかと思えますけれども、そこで、例えばですね、介護保険に関しては、要支援の1、2、比較的軽い方ですね。こういった方をですね、保険給付の対象から外すと。そして地域包括推進事業のほうに段階的に移行するというようなことも、はっきりと書かれております。

これは何を意味をするかといいますと、例えばですね、そういった軽い人はですね、もう保険事業から外されるということで、利用料とかサービス内容が、市町村次第という状況になってくるわけです。こういうことになると、市町村次第ということですから、自治体次第ということですから、自治体がどういうふうにそれを捉えて、これからやっていくかということが非常に大事になってくるわけです。

それは、自治体の姿勢によっては、何とかなるかもしれませんが、大体がですね、自治体は、今までなかった、そういったお金の要る事業というものを抱えることは、なかなか大変だというのが現状ではないかというふうに思います。ですから、ひっきょう後退をしていくということが一般的な話ですけれども、予想されるというふうに思っているところです。

そういった中でですね、報告書の中でも制度の持続を理由に、利用料を引き上げるべきであるということも、強く迫っているという状態になっております。

これはですね、利用料を上げるということで、一定の所得以上の人は、利用料を引き上げると、こういうことを言ってるわけですが、これはまあ、もちろんまだ、これから法制化するわけで、一定の所得というのは、どれくらいの所得やということは決まっておられません。決まっておられませんけれども、厚労省はですね、過去に年収 320 万円。合計所得で 200 万円以上を例示しているということで、65 歳以上の 15% が該当するんだというようなことを言ってるわけですから、方向性としてこういうことかなあというふうなことが想像されるわけです。

それから特養ホームですけども、ここからですね、軽度の方ですね、先ほども言いましたように、要介護 1、2 とかいう人については、入所を中・重度者に重点化するということが明記されておまして、こういった軽い方の利用料アップ、利用料アップによって結局は締め出されると、こういうことが懸念をされてるという状況です。

こういった軽い方、普通はですね、大変に、まあ言うたら寝たきり状態とかですね、うんと重い人でも、なかなか今は入所ができないというのが、特養ホームについては、現状ですので、佐川町でも大体常時 200 人前後の待機者がおると、こういう状況であるということは前にも議論したと思いますけれども。できるだけこういった重い方を優先的に、普通は、やってるわけですけども、そしたら軽度の、こういうところの軽度の方というのはどういう方かというところ、面倒を見る人がおらんとかですね、それから、認知症などで軽度であってもですね、介護医療がかなり大きく必要になってくると、そういった人がおるわけです。こういう人が、そういったようなことで簡単に締め出されるということになると、これは大きな社会問題になってくるだろうというふうに思っているところです。

それから、国保医療の分野ですけども、国保もですね、これはまあ前からちょっと話もありますけれども、国保の運営を今までは各自自治体でやってたんですけども、県にやらすと。こういうようなことが計画をされております。これが本当になるかどうかというのは、これから議論もせないかんとところですけども、そういうふ

うになると結局はですね、その負担増の方向に行かざるを得ないような状況になりはしないかということが懸念されているところです。

それから年金の問題。これも、今、年金がだんだんに受給額が下がってきておりますけれども、実際に下がってきておりますけれども。これはマクロ経済スライドという考え方を、大分前から導入しちゅうがですけれども、実際は、これは、いわゆるこれは旧自公政権、2004年に導入したものですけれども、少子高齢化というマクロの経済変動に応じて支給額を調整するという、そういった建前でされるということで、年金財政の均衡を最優先にして、労働力人口の減少と寿命の延びで財政が悪化していく分、支給額を自動的に減らすというしかけだそうです。

けど実際は、これが使用されずに来たわけですがけれども、今度は、はっきりと、これ要するに物価下落時には発動しないということを決めておりましたので、実際は、物価は下落しよったわけですから、やられてなかったですけれども、これの見直しが求められまして、デフレ下でもマクロ経済スライドを着実に実施するように求めたという内容になっているということでございます。

このような非常に、最初に大風呂敷と言いましたけど、まだ具体的なことでできておりませんが、こういった流れの中です、ますます自治体が担う役割というのが非常に大きくなっていくというふうに思っているわけですが、自治体として、それについて、どういうふうにお考えで対処していくおつもりなのかということ、まずお尋ねをしたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

松本議員さんの社会保障制度についての御質問でございますけど、なかなか、今お話を聞いただけで明確に私も、ようお答えをいたしません。これはまずお断りを申し上げたいと思います。

というのは、報告書、一応読まさせていただきましたけども、なかなか難解でございます。だからこれが、どんな方向に行くかというのはなかなか読みにくうございまして、その点、私たちの行政の運営というのは、8割、9割が国依存と言ってもいいくらいのもんですから。これはなかなかやっぱり各自治体でこれ判断せえというても、なかなか厳しいと思いますけども。

この中で一つ感じるのがですね、やはり社会情勢の変化というの

は、これはもう少子高齢化、これを前提にして、やはりこれから社会保障というのは、どんどん、今まで右肩上がりのときも含めて上昇気流だと思います。給付というのは。それに加えて、今度はその保険、いわゆる被保険者。出すほうというのは、少なくなるというのは、これがやっぱり少子高齢化のやっぱり現象じゃないかなと。

そうなりますと、運営費が、ここでバランスが非常に崩れるという現象を受けて、一つの中で私、随分気になったのが、その社会補償制度。今後のあり方として今の少子高齢化の中で、自助・共助・公助と、まず自助を基本にしてと、この一番最初に文句ありました。これちょっと気になったところでごさいますて、そういった意味で申し上げますと、先ほど、健康保険にいたしましても、従来から、これは、健康、私は個人的には健康保険というのは、各自治体で、財政力の強い、弱いにかかわらず、国民健康保険の量が、バランスが、いや、違いがあるというのは、あれどうも不思議でならなかったわけでごさいますて、これは、やっぱり私は、県なりあるいは国なり、統一しなければならぬ問題じゃないかなあというふうに、一つは考えます。

そして年金にいたしましても、これはやはり今の現象から言いますと、かつての権利者は、そのまま権利があるわけでごさいますけども。これからもらう人については、いわゆる支援者がおらなくなるから、やっぱり少のうせざるを得ないと。そういうのを今、松本議員の質問の中でもずっと感じながらきまして、最後に行政としてどうすらあと、こう言われたときには、これは最初にお話がありましたように、この報告書はこれから政府がきちっと審査をして法制化するということですから、それを見守るしかないわけでごさいますけども。少なくともこれからの社会としたら、やっぱり負担する分と、それからサービスを受ける分、これのバランスをどう考えるか、いずれにしましても自分で負担するのか、あるいは税金から負担するにしても、やっぱりこれは国民の負担になるわけですから、このあたりをきちっとやっぱり議論をしていただいて、少なくとも国民全体が不公平感のないような状況の制度構築をぜひ、行政としてはお願いしたいなというふうに、私はそういうに感じましたので、お答えになっておりませんと思いますけども、以上でごさいます。

8 番（松本正人君）

この大風呂敷の後にですね、2番目に中学校卒業時までの医療費無料化のこと、それから住宅リフォーム助成制度のこと、それから学童保育の問題を取り上げることになってます。これはまあちょっと身近なというか、目の前の課題といいますかね、そういうところへ移っていくわけですけども。

もちろん先ほども言いましたように、まだ法律化されているわけでもないですので、こういったことをもとにしてですね、政府の方針としては、これに従っていくというような形になっていくと思いますけれども、これからズンズンと議論をして運動もあってですね、このとおりになるかもしれんし、ならんかもしれんという状況ですので、けどこういうふうにはならんようにですね、できるだけ、やっぱり働きかけもしていかないかんというふうにも思いますし、それなりに気をつけて対処していかないかんというふうに思います。

税金、いずれ負担をせないかんきどうのこうのと言いましたけれども、私は、誰が負担するかということが問題であって、きちっと本来は負担すべき人がですね、負担をしてないというところに問題があるということはもうずっと言ってきたところです。非常にアンバランスがあると。ここに国民の、まあ言うたら今、貧困化が進んでいる原因の最も大きなところだというふうに思っています。

それはちょっと大風呂敷の話になってきますが。そしたら身近な問題で言いますと、例えば、先ほど氏原議員の質問に対して、これまで8年間やってきたことについて、ると町長は言われましたけれども、一言で言いまして、町長の8年間というのは、頼みもせんようなことはしっかりやってきたけどですね、一生懸命お願いすることについては、なかなかやってくれなかったというのが、現状ではなかったかというふうに思います。

こういった状況で、今、町民もですね、非常に生活が苦しくなっていて、国保税が払えない、それから給食費の未納の問題等々、いろんな問題がありますけれども、この後、学童保育のときもちょっと関連した話になるかと思えますけれども、そういった状況の中で、やっぱり高すぎる国保税を何とか引き下げたりですね、これ以上、上げんとうろろというふうな話もしてまいりました。それから高齢者とか、いわゆる交通弱者ですよ、そういった方々に対する手当の問題、これも事あるたびに言うてきましたけれども、なかなか前へ、こうほんとにやる気があるのかという状況でございました。

高齢者には、タクシーの利用を支援する制度がありますよね。これは、中山町長時代にですね、確か切り下げをされて、そのままの状態でも推移をしてきてるといふ状況ではないかと思ひます。

これだけ町民がですね、何とかそういった病院へ行くとき、買物に行くとき、そういったときに非常に負担が大きいということに対して、何とかしてくれということに対してですね、何の措置をしてきたのかということをおもうわけです。

それから、中学卒業までの医療費無料化の問題。これもですね、小学校までの医療費無料化というものは、これは中山町長時代にやったと思ひます。これもなかなかやってくれらったけど、あれは中山町長の、前町長ですね、公約でしたので、公約じゃないかというふうにお迫ってやらしたという、私はそういう思ひがあります。

それから、けれども小学生まではですね、これまでも随分と言ってきましたけれども、まだまだ病気にかかりやすいということで医療費もかさむと、そういったことがあるわけですけども、中学校ぐらいになると、だんだんに落ちてきて実際はですね、そんなにもお金がかからないといひますか、けど、そんな中でも、かかった人に対してはですね、しっかりと行政で手当てをするという、いわゆるその子育てに対する安心感、こういったものを持ってもらふべきではないかということで、やってきたわけですけども、財政的にはそんなに厳しくないはずですので、ですけどもやらなかった。

それから、住宅リフォームについては後でも確認いたしますけれども、来年度から耐震事業と抱き合わせでやると、こういう答弁が前の議会であったとは思ひますが。これについてもですね、なかなか即すと、という形にはならないです。これもそれほど財政的には、お金がなんぼでも要るようなものではないというふうにお思うわけです。そういったことについては、なかなか腰が重い。

もう一つは、質問事項にはありませんけど、例えば下水道の問題ですよね。下水道をやめて、その後の、まだ町なかは、いわゆるそういった水洗設備というものはないわけですから、これについてはきちっと手当てをしていくべきやと。計画をするべきだと、こういうことはずーっと言ってきましたけれども、それも手をつけてない。こういう状況ですので、いわゆるこの生活に密着した、住民が本当に必要としているところに、私はそれほど手当てしてこなかったと。霧生関の問題であるとかですね、そういった町民がそれほど思うて

もない事業をですね、ぼっかぼっかやってきたというのが私の評価だというふうに思います。

そこでですね、そろそろ具体的なことを言わんと怒られますので。先ほども言いました中学校卒業時までの医療費無料化、これについては町長はですね、中学生は子供じゃないというふうに私は思っていると、こういう答弁できたというふうに思いますけれども。中学生は、法的には立派な子供ですよね、いわゆる保護される対象になっちゅうわけです。ですから行政をあずかる、まあ言うたら法の本との行政をあずかる者がですね、そういう認識じゃ、まず初めにだめじゃないかというふうに思います。おっしゃっている意味がわからなくてもないですけれども。

そういうことじゃなくて、そういう答弁じゃなくてですね「そうおっしゃるけれども、なかなか財政は厳しいぜよ」とかですね、そういうふうな言い方をしていただければ、私も納得しますけれども、中学生が子供じゃないというのはね、ちょっと納得のいくような答弁じゃないというふうに思いますので、もうこの場では最後ですので、その点について、改めて認識をお伺いしたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。これは、松本議員さん、ほんとにずーっとこれを私に、突きつけられてきた内容でございますけれども。私もこれは別に意地を張って、これに、やらんというつもりは全くございません。そして、これは前回でも申し上げましたけれども、財政的に厳しいから中学生までは医療費はやらんと、そういう答弁も私はしてないつもりでございます。

それで、大人と子供の話が出ましたけれども、それは法的に言うたら、まだ 18 歳未満ですから子供ですけども、やはり小学生と比べたらもう既に大人の域に達した、いわゆる体も強靱になってきたという段階で、これは幼児期あるいは幼子を持った親たちへの子育て支援と、そういう基本的な考え方で、私は対処をしてきたつもりでございまして、決して大人だからということではなくて、そのあたりを私としては線引きをさしていただいたというのが事実でございまして。

先ほど松本議員さんも、確かに、もう大人に近い、いわゆる体も丈夫になったというお話がございましたけど、まさにそのとおりでございまして、そのあたりを線引きをさしていただいたということ

でございます、ひとつそのあたりは、子供だから、大人だからというふうに、もし私がここで答弁をしたとしたら、それはひとつ訂正をさしていただいて、やはり小学生と比べて、やや、もう体も丈夫になった、自分で自己管理もある程度できる年齢になったと、ということで、大人に近い状況でというふうに御答弁、気持ちは、そういうに答弁さしていただいておりますので、大人だから支給しないというふうなことじゃないということは、ひとつ理解を願いたいと思います。

8 番（松本正人君）

ちょっと私の尋ね方が悪かったかと思えますけれども。議事録を現在、手にしてないわけですから、どれほど正確に言えるかわかりませんが、趣旨としては、そういうことじゃなくてですね、いわゆる子育て、子育て支援事業の一環として小学校までは、そう考えるけど、中学校は子供じゃないので、要するに子育て支援には当たらないというような意味のですね、そういう答弁であったんではないかというふうに思います。

そういう意味で言うたら、中学生というのは、もう法的にはですね、まあ言うたら、親とか誰か第三者の手を借りないと生きていけないといいますかよね、生活のできない、そういう対象ですから、実際にそれを支えているのが、いわゆる家族、一般には親ということになるわけですね。そういった親が子育てをするのに、いろんな今、困難な状況になると。それをできるだけ手助けをするために、医療費をただにしたらどうかと、こういうことを言ってるわけで、その私の質問の趣旨とですね、妙に合致しないわけですよ。なるほどなあというような、そういう答弁に聞こえないから、もう一度そういった、なるほどなあというようなよね、どういう答弁でも認めなかったら、なるほどとは思いませんけどよね、多分、そういった答弁をしていただきたいということを申し上げたわけでございます。妙にね、かみ合うてないと、そういうふうに思うわけですが、何かありますか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。このかみ合う、かみ合わんということよりは、いわゆる先ほど申し上げましたように、子育て支援の一環ということで、子供じゃない、と言われたら中学生もそのとおりでございませぬけども、先ほど申し上げました、やや自己管理ができるくらいの

体も大きくなったと、中学生については。そういう意味合いで、ひとつ線引きをさしていただいたというふうに御答弁申し上げましたけども、そういう答弁では、まだそれは納得いかんと思いますけども、私の思いは決して、どうか意地を張って云々じゃなくて、私の思いとしては、中学生と小学生には、そこには若干線引きをさしていただいたというに理解願いたいと思います。

8 番（松本正人君）

意地を張ってないというふうに言われましたけれども、前にもそういうことを言いましたけれども、今、県下 34 自治体のうちですね、確か 24 か 25 自治体やったですか、が、もう中学校まで医療費ただになっちゅうわけですよ。もうほとんどの自治体が、高知県下でもそういう政策をしてると。それなのに、ずーっと言ってくるのに、そんなに何か納得できるようなですね、お金が要るからとかですね、財政が逼迫するからとかいうて言うたらまだわかりますけれども、そういう答弁じゃなくて、何かようわからんそんな答弁ですね、やらない、ということになると、意地を張ってるとしか思えないというふうに私は思います。

次にまいりまして、3 番目ですけれども、住宅リフォーム助成制度のことにつきましては、前にも御答弁いただきましたけれども、来年度からということで、まだあんまり具体的なことではお聞きしてないと思いますので、現段階で構いませんので、来年度に向けてのですね、構想をお聞かせいただきたいというふうに思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。住宅リフォーム助成制度の導入について、3 月にも、定例会で御質問もいただきました。これは、当時も説明させていただきましたとおり、住宅の耐震改修を促進させる手だてということの一環で、平成 26 年度から、来年度からでございますが、耐震改修とリフォーム制度を同時に行う制度を実施したいと考えてございます。

そのため、現在まだ具体的なことまでは煮詰まっておりませんが、財源、補助制度の活用、それからリフォームと耐震改修一緒にやらすわけですので、その前の課題等について、内部で検討中でございます。

8 番（松本正人君）

このリフォームの助成の問題にしてもですね、県下で、前にも御

紹介したと思いますけれども、須崎市、土佐市、それから四万十町、ほか数自治体です、これ既にやられております。これもですね、町とか自治体の単独で使われてる予算というのは、500万から1,000万ぐらいなんです。だから、そんなに法外なお金じゃないと。しかも、それぐらいのお金で、すぐに、まあ言うたら、これまでの他の自治体の例でいうと、応募者が満杯になってですね、改めてまた補正予算を組んだところもあります。

そういった形で、非常に小さな出費で、それは町の業者がそれをやるという条件つきですから、当然お金が町に回ると、こういうことですね、非常に経済的にも効果的なものだというふうに、もう全国の例でもそういうふうに言われてるところですから、これは、だからそんなに、それも難しい、なんぼでも難しい問題ではないというふうに思います。

私に言わしたらですね、これは当初予算でも組み換え動議を出した一つに、あの中学校のグラウンドのですね、旧中学校のグラウンドにかけたお金のことも言いました。これは自由に使える補助金とかね、それも含めて約2億円あそこへつぎ込んでるわけですよ。それぐらいの金があったら、それこそ1,000万という形であればですね、10年分できたということになるわけですから、非常に私は、そういう部分でもバランスを欠くなあと。何で、そんなことはやってくれんのに、あんな批判を浴びるようなものはやるのだと、すつと。いう、そういう思いがするわけです。

次に、学童保育の問題に入りたいと思います。

学童保育というふうに言いましたですけども、言いやすいからそう言ってるわけで、普通は放課後子供教室、あるいは放課後児童クラブ、というような形で、これは文科省とそれから厚生省との縦割りの事業で、どちらにするかによって違うてくるわけですから。これは佐川町では斗賀野小学校、それから佐川小学校、尾川小学校で実施をされているということで、この放課後子供教室と放課後児童クラブの両方、それぞれやっているという状況です。

そこで、ちょっと確認をしたいわけですが、現在、この放課後子供教室、あるいは放課後児童クラブを利用されてる児童の数です、これを確認させていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、厚生労働省所管の放課後児童クラブ、

これは佐川小学校でナウマンクラブという名称で開設しております。小学校1年生から3年生を対象として、登録児童数は55名となっています。

次に、文部科学省所管の放課後子供教室は1年生から6年生を対象としまして斗賀野小学校で登録児童数が81名、尾川小学校で42名、黒岩小学校で37名となっております。以上でございます。

8番（松本正人君）

大変多くの児童が利用してると。先ほど私が言った中の黒岩が抜かっておりましたけど。ですが、いずれにしてもたくさん児童がですね利用してると。これはですね、以前に吉村議員、今もう議員ではないわけですがけれども、がおられるときに、よくこれ質問もされて、それでまだそのときはですね、中山町政の時代ですがけれども、いわゆるこの学童保育の要求があるけれども、なかなかできなかったということで、しかも県の補助基準がですね20名に足ってないといかんとか、そんな条件があって、それになかなか満たないのでよね、それが障害になっちゃったと、いうふうに記憶をしております。

そういうことから比べると、もう今はるかにそれを凌駕するということかですね、数的には利用者が増えてると、こういう状況ではないかと思えます。ここ、だから十数年の間にそれだけ情勢が大きく変わってきたということが言えるんじゃないかと思えます。

そこで、去年からですね、こういった、今、施設あるわけですがけれども、いわゆる発達障害を持たれた方、そういった特殊な方といえますか、最近はそれほど特殊でもないなってきましたけれども、そういった方についてのきちっとした手当てをしてほしいということで、今、実際にそういう児童が利用をしているところです。

けれどもですね、夏休みになってからですね、なかなかこの利用がうまくいかないといえますか、普段は学校があるので、学校に子供を預けて、朝、それで親は仕事に出かけて、それで学校が終わった後の放課後に、そのまま預かってもうて、それで、6時までですから、それまでに親が迎えに行くと、こういうことやったわけですがけれども、夏休みは学校がないので、まず朝からもう預けに行かないかんと、こういう状況ですがけれども、これが預かれる時間がですね、9時からと、こういうことになっておりました。

ですから9時というと、もう親はですね、もう既にその時間は仕

事を始めておらないかんということで、何とか早く、もっと早く預けることができんかということをお願いしたんですけれども、結果的にはですね、行政のほうで、それは手を差しのべることができなかつた。そこで、いわゆるボランティアといいますか、私が聞いたところによりますと、15人ぐらいの、そういった経験のある親であるとかですね、中には、元かわせみで課長をされた方、そういった方がですね交代交代で、その児童を8時ごろから預かると、こういうことをされていたというふうに聞いております。

こんなことは、けど今後も起きるだろうということで、聞くところによりますと、そういった方々が、今後はきちっと組織化してですね、そういった対処の図れる状況をつくっていきたいと、こういうふうに、聞いているわけです。

けどもこれは、いわゆる本当のボランティアであって、それを保障する裏付けというのは何もないわけで、気持ちだけでやってると、こういうことになろうかと思えますけれども。そこでですね、けれども、この放課後児童クラブ等々の考え方ですけれども、これはですね、いわゆる高知県放課後児童クラブ設置運営基準というのできまして、そういったものがおりてきてるはずなわけです。

それには、いろんなことを書いております。指導員に関することや、それから入所に関すること、それから、預かってどんなことをやっていくかというようなこと。いちいち説明していたら時間がないですので、そういったことがるる示されてるわけですけれども。問題はですね、これは普通の、例えば、学童保育じゃなくて保育ですよね、保育の場合は、きちっと国でいろいろと法制化されて、こうあらねばならないと、こういうふうになってるわけですけれども、学童保育についてはですね、残念ながら努力義務規定になっちゃって、こうやらないかんというふうに、明文化した法律で明文化されたような状況になってないというのが現状で、ここが難しいところになってる状況ではないかなあというふうに思います。

先ほども言いましたように、ここ十数年で大きく社会の状況が変わってきて、すごい、まあ言うたら利用したい方が急速に増えてきているという現状の中で、これはもう国を挙げてですね、この問題にきちっとした対処を考えていくということが求められているんじゃないかなというふうに思いますけれども。行政としても、これはできるだけ、やはり使うところにはお金を使うて、森議員が学テの

話をされましたけれども、この学テもね、成績一番ええところは秋田県だそうですけれども。いわゆる根性論じゃないんですよ、あそこ多分。きちっと少人数学級をつくって、それで教育ができる環境、先生も増やして、それでお金使っていると、多分。そういうことをやってるから、それでもいろいろ問題あると思いますよ。私、学テ、全国学テ賛成派じゃないですので、ですけれども、やはりきちっと手当てをするということが、やっぱり何でも大事になってくるかなというふうに思います。

そこで、せめてですね、運営基準の中にも書かれてますけれども、今、行政としてほんとにできることとといいますか、は、親の会とかですね、そういったものをしっかりつくって、そこで要求を十分に聞くと。それで、しっかりしたコミュニケーションを取ってですね、その中で、どうやったら前に向かって進んでいくかということを中心に探っていくって、ちょっとずつですね改善をしていく、ちょっとずつと言いましたけれども、思い切った施策するときにはする、というような形でやっていってやったことが報われるようなですね、そんな施策をしていかないかんじゃないかなあというふうに思ってるんですが、そのことについてどういうふうにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。基本的にはおっしゃるとおりでして、障害のあるお子さんも受け入れるという基本で、佐川町は対応してきております。今後もその基本姿勢は変わりません。今現在、放課後児童クラブでは1名の障害のあるお子さんを受け入れております。そして放課後子供教室では、5名の障害のあるお子さんを受け入れて対応してきております。

ただ、障害の程度とか、さまざまな要件がございまして、必ずしも保護者の皆さんの、100%満足というところに至ってない点は、これは現実としてあるのは事実でございまして。ただ、私どもも、そういった際には、さまざまな施設と連携を取りながら、できるだけ保護者の希望に沿えるように、今後とも対応していきたいと思っておりますし、また放課後児童クラブの運営委員会というのも定期的開催しておりますし、その中には、PTAの役員の皆様にも入っていただいておりますので、そういった皆様のお声もお聞きしながら、今後とも運営の改善には務めてまいりたいと考えております。以上でございまして。

8 番（松本正人君）

私、全くそんな話し合いしてないというふうには思いませんが、先ほどおっしゃったとおりあると思いますけれども、けれども、やっぱりね、現場の方に、現場の方というのは、そういった親御さんとかに聞くと、結局はね、最後はね、もう行政じゃやってくれんということで、もう自分らで何とかせないかんと、こういうところに行き着くというのが現状のように、私は感じております。

それと、先ほども言いましたように、かなりの方が利用されてますけれども、それに対するいわゆる職員といいますかよね、の数もです、僕は今、十分かと言え、そうではない状況ではないかというふうに思いますし、それから、なかなか今回の、いわゆる発達障害の方を抱えるに当たっても、なかなかそういった方を預けられる体制、要するに人の体制がなかなかできんということで、随分と長い間かけてですね、教育委員会も悩みよったというかですね、そういう現状がありました。

これはね、やっぱりどういう人が面倒みるかというたら、例えば学校の元先生であるとかですね、それからいわゆる保健事業に詳しい人とかですね、そういったいろんなことがここへも書かれてますけれども、これも努力義務で、こういう人じゃないといかんというふうにはなっていないわけです。絶対にそういう人じゃないと面倒みてはならないとかいうふうになってないので、やっぱりどうしても間に合わせみたいな形になってくると。

それと、やっぱり手当てでもですね、実際は国の考え方としての手当ても、パート労働の基準しかもともと持ってなかったわけですがけれども、今度はそれすらなくなるそうですけれどもよね、そういう形じゃなくて、しっかりとやっぱり責任の持てるだけのですね、手当てもしていくということが、これから望まれるんではないかと思えます。それを絶対やれとかということじゃなくて、どうやったら、そういったことができるろうと。

先ほども言いましたように、佐川町は、前も、住民との懇談の中でも論議がありましたけれども、いわゆる借金はあるけど貯金もあるという状況ですけれども、これはですね、県下 34 自治体で佐川町は、働く世代率というのは 12 位です。しかし財政力は 10 位なわけです。非常に財政的にはいい状況にあると。先ほども言いましたように借金との兼ね合いですけれども、これは借金率というのが

ありますけれども、これは借金からですね、貯金を差し引いて、それと自治体財政規模と比較すると。こういう数字でいきますと、大体県下は、平均で 87%ですけど、佐川はマイナス 42%というて、非常にええ状態というか、お金使っていないという状態にあるわけです。数字的には。ですから、これは何をあらわしているかというのと、まあ言うたら仕事していないというふうにもとれると思います。

ですから、十分に、そういった部分ではですね、もちろん懸案、先ほども言いましたようにまだ下水道の問題もありますし、いろんな問題はやってもらいたいことはいっぱいありますけれども、例えば土木の道を直すとか、ああいう予算ですよ、これも佐川は県下のいうたら、かなり下から何番目ですよ。予算は。ですから、こういったことをしっかり見直して、もっとこう住民の要求に、直接生活にかかわる部分というものをもっと考えていく、そういうべきだというふうに私は思うてます。

冒頭にも申し上げましたが、榎並谷町長はもう去られるわけですから、なんぼこういうことを言うてもいかなですけどもよね、やっぱり次の課題として、やっぱりそれはきちっと、そういった部分で計画性を持って、何がやれるかということは、やれる財政力はあるということもはっきりしてますので、やっていかないかんというふうに考えてるところです。

町長に答弁いただいても、妙にどうかなというふうに思いますけど、私の考え方、ちょっとおかしいということがあられるかもしれないので、ちょっとお答えを。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。大変、最後になったかどうか非常に松本議員さんにしては優しい対応をしていただいたかなあということですけども。その中でも、やはり無駄遣いが多い、肝心なところに使っていないというのが最後のお話だと思いますけども。やはりこのあたりも、やっぱりそれぞれ放課後児童クラブにしましても、それから下水道、道路にしましても、貯金があるからというふうにやっていきますと、また何かのときに、いわゆる北海道の例のようになっていかなんということもございまして、ケチるわけじゃないですけどもやっぱり行政の中でやっぱりある程度バランスというのも考えていかなんじゃないかということもございまして。

大変批判を受けております、要望もしてない、例えばナウマング

ラウンド、それから霧生関、このことに大変御指摘もいただいておりますけども、これは冒頭に申し上げました。これは霧生関にしましても、それからナウマンにしましても、これは霧生関は当然、当初から町民の方には運動公園にするという約束で、あるいは公にも約束しながら、用地も買収してそのままになっておったということもございまして、これは私の思いとしては、やっぱりきちっと仕上げるべきだという思いで、やらしていただいておりますけども、まだ完成至ってないというのは反省をいたします。

それから、もう一つは、先ほど教育の問題、それからリフォームの問題、これもほんとに議論をしていただきまして、このリフォームの問題にしましても、確かにおっしゃるとおりですけども、なかなかやっぱり全部が全部やっぱりその御要望を受けて、何もかもやるというふうにはなかなかいきませんので、そのあたりはお互いに議論をしながら、選択をしながら、そして効率のいい財政運営、行政運営をこれからしていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

ぜひ、次期の指導者には、そういった意味で、皆さんのお力添えをいただいたらというふうに思っております。以上です。

8 番（松本正人君）

もうそんなに長々としつこうやるつもりはございませんけれども、最後ですので。霧生関の問題についてはもう最後まで平行線であったというふうに思います。認識が全然合わない。公園をやる予定だったと、こういうふうにおっしゃいますけれども、そもそも町民の間にはそういう認識はなかったと思います。もっと詳しくは、言おうと思うたら言えますけれども。そういう認識でなかったと。それが証拠に、最初の計画とは今の計画と全然、絵も違いますしね。実際にけんど、絵も違うし、無理がたたって全然できてないし、そういうことですから、あそこは大きな、うんと目立つところにありますので、町民には、私としては非常に説明のしやすい場所ですので、頑張って説明をしていきたいというふうに思っております。

そういったこれまでの、私としては、榎並谷町政をできるだけ踏襲しない町政に変わってほしいなど、最後にきつい言葉ですけども、そういうことを願っているところです。そういった姿勢で私も次の挑戦をしたいというふうに考えているところです。

えらい中途半端にはなりますけれども、あと数分だと思いますの

で、これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、8番松本正人君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

次の開会を10日の午前9時とします。

延会　　午後3時24分

